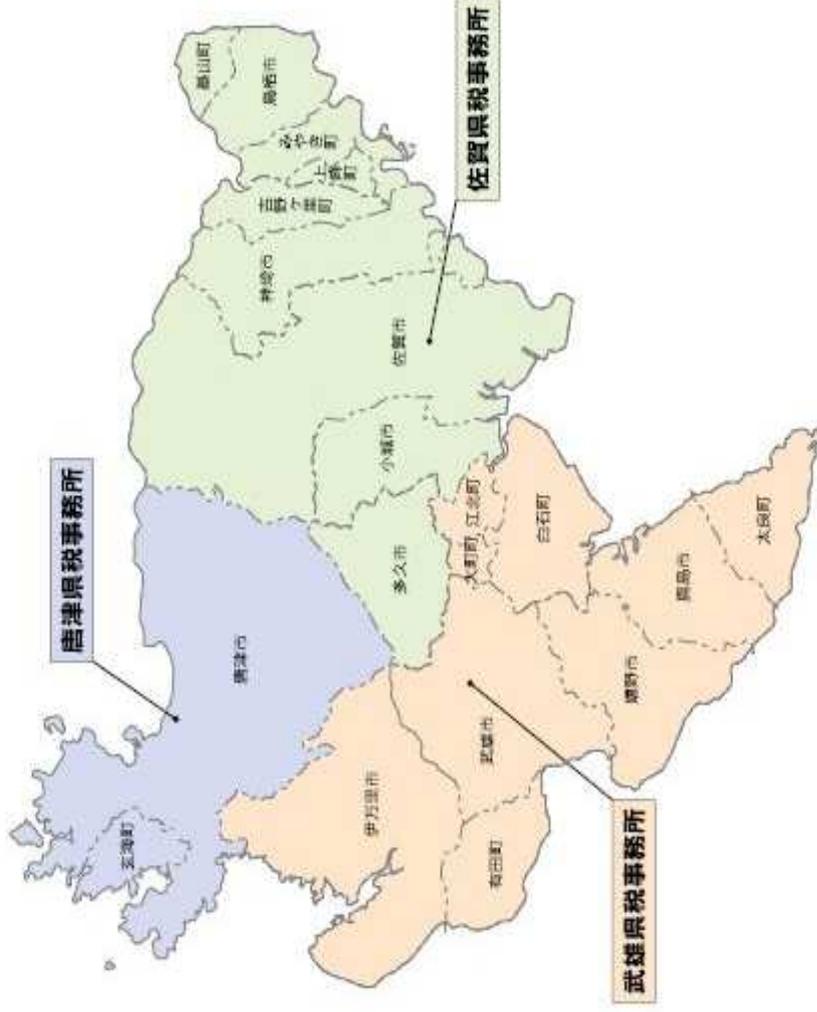


税務統計書

令和3年度

佐賀県総務部税政課

県税事務所管轄図



県税事務所の管轄区域等

県税事務所	管轄区域		面積 km ² (R3.10.1)	人口 人 (R3.10.1)	世帯数 世帯 (R3.10.1)	
	市郡名	市町村数 計				
佐賀	佐賀市	1	431.82	232,113	97,544	
	鳥栖市	1	71.72	74,339	30,182	
	多久市	1	96.56	18,115	6,784	
	小城市	1	95.81	43,605	15,998	
	神埼市	1	125.13	30,633	11,514	
	神埼郡	1	43.99	16,363	6,234	
	三養基郡	3	86.86	52,269	19,979	
	計	5	951.89	467,437	188,235	
	唐津	唐津市	1	487.60	115,976	44,151
		東松浦郡	1	35.92	5,519	2,234
計	1	523.52	121,495	46,385		
武雄	伊万里市	1	255.25	52,020	20,038	
	武雄市	1	195.40	47,531	17,780	
	鹿島市	1	112.12	27,532	10,111	
	嬉野市	1	126.41	25,417	9,188	
	西松浦郡	1	65.85	18,783	7,019	
	杵島郡	3	135.94	37,516	13,187	
	藤津郡	1	74.30	7,990	2,788	
	計	4	965.27	216,789	80,111	
	合計	市(10市)	10	1,997.81	667,281	263,290
		郡(6郡)	6	442.86	138,440	51,441
計	16	2,440.67	805,721	314,731		

(注)「佐賀県統計年鑑(令和3年版)」より。一部参考値。

事務所	所在地	電話番号	郵便番号
税政課	佐賀市内一丁目1-59	0952-25-7021	〒840-8570
佐賀県税事務所	佐賀市八丁畷町8-1	0952-30-3161(代)	〒849-8555
唐津県税事務所	唐津市二太子3-1-5	0955-73-1551(代)	〒847-0861
武雄県税事務所	武雄市武雄町昭和265	0954-23-3103(代)	〒843-0023

目 次

第1 財政等に関する調

1. 一般会計歳入歳出決算額累年比較	
(1) 歳入	1
(2) 歳出	1
2. 地方譲与税	
(1) 令和3年度収入額	2
(2) 令和3年度予算額の推移	2
(3) 最近5ヶ年度の地方譲与税収入状況	2

第2 県税及び附帯金の収入状況等に関する調

1. 県 税	
(1) 予算額	3
(2) 県税調定・収入状況	
県 計	4
(3) 県税年度別決算額	
(イ) 総 括	5
(ロ) 税目別	5
(4) 県税税目別収入額累年比較	7
(5) 県税予算・決算の推移（平成4年以降）	8
2. 附 帯 金	8

第3 課税状況に関する調

1. 県民税	
(1) 個人県民税	9
(2) 法人県民税	
(イ) 法人県民税額等	10
(ロ) 資本金別法人税割額等	11
(3) 県民税利子割	
(イ) 県民税利子割額等	12
(ロ) 県民税利子割の特別徴収義務者数等	13
2. 事業税	
(1) 個人事業税	
(イ) 第1種事業	13
(ロ) 第2種事業	14
(ハ) 第3種事業	14
(ニ) 分割個人の所得金額	15
(ホ) 事業専従者	15
(ヘ) 所得税階層別	16
(2) 法人事業税	
(イ) 事業税額等	17
(ロ) 所得階層別	18
(ハ) 分割法人の所得（収入）金額	19
(ニ) 資本金別法人数	19
(ホ) 資本金及び所得階層別	20
(ヘ) 収入金額課税法人	21
(3) 非課税事業	21
3. 地方消費税	
(1) 調定額に関する調	22
(2) 清算金収入額、清算金支出額等に関する調	22
4. 不動産取得税	
(1) 家 屋	23
(2) 土 地	24
5. 県たばこ税	25
6. ゴルフ場利用税	25
7. 自動車税	
(1) 環境性能割	
(イ) 新車	26

(ロ) 中古車	27
(ハ) 取得価額段階別調定額	27
(ニ) 取得価額段階別	28
(2) 種別割	30
8. 鉦区税	34
9. 狩猟税	34
10. 固定資産税	34
11. 核燃料税（法定外普通税）	35
12. 産業廃棄物税（法定外目的税）	35
13. 自動車取得税	35
14. 軽油引取税	
(1) 軽油の引取数量	36
(2) 課税対象とならない軽油	36
15. 佐賀県工業等振興条例等による地方税の減免額	37
第4 徴収状況に関する調	
(表-1) 納期内収入累年比較（個人県民税、地方消費税を除く）	38
(表-2) 整理未済額状況累年比較（個人県民税、地方消費税を除く）	38
1. 徴収状況（個人県民税、地方消費税を除く）	39
2. 徴収状況累年比較	39
3. 延滞金等に関する調	40
(1) 延滞金等	40
(2) 加算金	40
第5 口座振替等に関する調	
1. 口座振替を通じて行われた納税	41
第6 補助金・交付金に関する調	
1. 納税貯蓄組合補助金	42
2. その他の補助金・交付金	42
第7 徴税费・税務機構等に関する調	
1. 徴税费	43
2. 税務機構等	44
第8 税制等に関する調	
1. 税率等に関する調	48
2. 令和3年度地方税制改正の概要	60

第1 財政等に関する調

2. 一般会計歳入歳出決算額累年比較

(1) 歳入

科 目	令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成27年度		平成26年度	
	決算額	構成比														
果 税	94,293,065	15.1	88,916,827	14.7	90,375,070	19.7	89,155,505	19.9	86,150,325	19.0	84,701,501	19.0	83,209,637	17.9	76,726,330	17.2
地方消費税清算金	38,476,695	6.2	35,413,353	5.9	29,040,479	6.3	30,655,996	6.9	29,677,133	6.5	28,589,984	6.4	31,822,706	6.8	18,481,872	4.1
地方譲与税	14,685,922	2.4	13,324,360	2.2	14,614,797	3.2	14,980,050	3.4	13,416,997	3.0	13,006,412	2.9	15,224,120	3.3	16,507,648	3.7
地方特例交付税	549,293	0.1	561,150	0.1	1,137,970	0.3	356,946	0.1	299,939	0.1	269,694	0.1	257,987	0.1	245,934	0.1
地方交付税	164,225,516	26.4	148,702,052	24.6	145,518,058	31.7	144,949,466	32.4	146,514,569	32.3	147,220,694	33.1	143,990,221	30.9	146,253,592	32.7
交通安全対策特別交付金	333,464	0.1	357,217	0.1	337,265	0.1	371,096	0.1	416,494	0.1	434,580	0.1	445,201	0.1	399,837	0.1
分担金及び負担金	1,900,756	0.3	2,346,238	0.4	3,584,282	0.8	1,993,848	0.5	2,363,283	0.5	2,274,329	0.5	4,108,406	0.9	2,160,854	0.5
使用料及び手数料	5,565,973	0.9	5,616,765	0.9	6,020,335	1.3	6,126,199	1.4	6,364,726	1.4	6,376,438	1.4	6,026,615	1.3	5,290,735	1.2
国庫支出金	114,751,219	18.4	112,915,403	18.7	62,432,576	13.6	57,272,203	12.8	61,141,873	13.5	56,922,542	12.8	57,422,847	12.3	60,891,758	13.6
財産収入	988,691	0.2	708,960	0.1	1,249,268	0.3	1,221,939	0.3	926,450	0.2	1,273,931	0.3	999,266	0.2	986,902	0.2
寄附金	1,233,636	0.2	1,190,892	0.2	1,001,101	0.2	744,510	0.2	676,489	0.2	709,165	0.2	593,880	0.1	61,739	0.0
繰入金	10,254,274	1.6	12,858,469	2.1	8,007,335	1.7	9,390,746	2.1	13,432,703	3.0	6,476,773	1.5	16,968,088	3.6	17,826,833	4.0
繰越金	15,117,137	2.4	9,922,519	1.6	8,671,916	1.9	8,120,134	1.8	8,373,065	1.9	11,987,255	2.7	14,370,443	3.1	13,688,553	3.0
諸収入	80,013,437	12.8	91,799,274	15.2	29,336,355	6.4	27,488,692	6.2	29,241,174	6.5	31,226,938	7.0	35,834,723	7.7	29,161,974	6.5
県債	80,526,800	12.9	79,231,300	13.1	58,311,800	12.7	54,506,700	12.2	54,533,500	12.0	53,590,300	12.0	54,519,200	11.7	58,654,000	13.1
合 計	622,915,878	100.0	603,864,779	100.0	459,638,607	100.0	447,334,030	100.0	453,558,716	100.0	445,090,537	100.0	465,793,344	100.0	447,338,562	100.0

(2) 歳出

科 目	令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成27年度		平成26年度	
	決算額	構成比														
議 費	1,081,686	0.2	1,131,379	0.2	1,176,437	0.3	1,014,005	0.2	1,025,395	0.2	1,015,324	0.2	1,034,677	0.2	1,009,100	0.2
総務費	49,426,229	8.0	48,265,890	8.2	34,798,329	7.7	34,234,701	7.8	32,207,955	7.2	32,341,180	7.4	33,170,943	7.3	31,612,867	7.3
民生費	60,376,925	9.8	60,317,348	10.3	51,441,975	11.4	47,761,903	10.9	51,950,183	11.7	47,762,775	10.9	49,925,788	11.0	47,391,202	10.9
衛生費	52,350,377	8.5	41,945,210	7.1	27,029,854	6.0	26,016,690	5.9	27,609,744	6.2	31,748,381	7.3	31,582,864	7.0	29,428,370	6.8
労働費	1,222,888	0.2	1,353,749	0.2	1,357,570	0.3	1,366,470	0.3	1,351,300	0.3	1,217,794	0.3	3,026,950	0.7	2,579,572	0.6
農林水産業費	35,366,887	5.7	35,053,657	6.0	34,647,428	7.7	31,655,051	7.2	33,924,487	7.6	31,185,898	7.1	34,341,144	7.6	35,340,128	8.2
商工費	104,211,223	17.0	105,992,527	18.0	30,738,906	6.8	32,015,786	7.3	31,577,061	7.1	33,370,045	7.6	40,452,274	8.9	31,788,769	7.3
土木費	65,326,558	10.6	63,810,503	10.8	54,566,326	12.1	51,189,454	11.7	52,140,251	11.7	48,076,770	11.0	46,948,785	10.3	51,516,242	11.9
警察費	20,489,418	3.3	20,867,733	3.5	21,519,592	4.8	21,534,761	4.9	21,050,680	4.7	22,105,566	5.1	21,698,247	4.8	22,619,748	5.2
教育費	116,106,449	18.9	106,805,831	18.1	97,155,886	21.6	96,398,762	22.0	95,971,085	21.6	94,269,264	21.6	95,030,811	20.9	94,487,802	21.8
災害復旧費	7,881,969	1.3	7,232,039	1.2	4,816,781	1.1	1,734,415	0.4	926,950	0.2	662,092	0.2	371,460	0.1	551,146	0.1
公債	60,233,514	9.8	59,302,542	10.1	59,807,869	13.3	62,190,683	14.2	64,083,339	14.4	62,754,452	14.4	63,516,996	14.0	64,825,929	15.0
諸支出金	41,204,176	6.7	36,669,234	6.2	30,659,136	6.8	31,549,433	7.2	31,620,153	7.1	30,207,932	6.9	32,705,149	7.2	19,837,243	4.6
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	615,278,299	100.0	588,747,642	100.0	449,716,087	100.0	438,662,114	100.0	445,438,583	100.0	436,717,472	100.0	453,806,089	100.0	432,968,118	100.0

(注) 千円未満四捨五入のため、合計と不一致の場合がある。

3. 地方譲与税

(1) 令和3年度収入額

(単位：千円)

区 分	予 算 額	調 定 額	収 入 額
地方法人特別譲与税	-	-	-
地方揮発油譲与税	1,281,000	1,357,854	1,357,854
地方道路譲与税	-	1	1
石油ガス譲与税	44,000	46,701	46,701
航空機燃料譲与税	9,000	12,485	12,485
森林環境譲与税	41,919	41,894	41,894
自動車重量譲与税	71,000	68,507	68,507
特別法人事業譲与税	13,156,000	13,158,481	13,158,481
計	14,602,919	14,685,923	14,685,923

(2) 令和3年度予算額の推移

(単位：千円)

区 分	当初予算額 (A)	補 正 予 算 額 (B)				予 算 現 額 (A) + (B)
		R3年6月	R3年9月	R3年11月	R4年2月	
地方法人特別譲与税	-	-	-	-	-	-
地方揮発油譲与税	1,346,000	-	-	-	△65,000	1,281,000
地方道路譲与税	-	-	-	-	-	-
石油ガス譲与税	45,000	-	-	-	△1,000	44,000
航空機燃料譲与税	22,000	-	-	-	△13,000	9,000
森林環境譲与税	42,000	-	-	-	△81	41,919
自動車重量譲与税	65,000	-	-	-	6,000	71,000
特別法人事業譲与税	9,450,000	-	-	1,189,000	2,517,000	13,156,000
計	10,970,000	-	-	1,189,000	2,443,919	14,602,919

(3) 最近5ヶ年度の地方譲与税収入状況

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		
	収入額	対前 年度 伸率	収入額	対前 年度 伸率	収入額	対前 年度 伸率	収入額	対前 年度 伸率	収入額	対前 年度 伸率	
特業 別譲 与 法 人 税 事	5月譲与額	775,904	97.0	800,021	96.3	830,434	99.6	833,809	125.5	700,682	105.5
	8月 "	3,020,612	122.3	2,470,579	96.5	2,559,988	98.6	2,596,705	125.8	2,176,292	105.4
	11月 "	4,387,307	104.1	4,214,344	95.3	4,420,293	95.3	4,640,400	110.7	4,134,476	98.6
	2月 "	4,974,658	113.9	4,367,739	82.5	5,292,712	99.6	5,313,614	118.1	4,824,995	107.2
	譲与額合計	13,158,481	111.0	11,852,683	90.5	13,103,427	97.9	13,384,528	117.2	11,836,445	103.6
全国県分譲与額	1,853,482,222	111.6	1,660,585,204	81.3	2,042,683,218	97.9	2,086,503,809	117.4	1,845,174,420	103.8	
地譲 方 与 揮 税 発 油	6月譲与額	422,286	92.9	454,560	121.3	374,757	89.2	420,326	97.9	427,434	99.5
	11月 "	427,285	106.8	400,262	70.8	564,953	92.8	608,979	97.1	616,568	98.3
	3月 "	508,284	111.3	456,867	112.9	404,495	85.8	471,175	110.8	434,329	102.1
	譲与額合計	1,357,855	103.5	1,311,689	97.6	1,344,205	89.6	1,500,480	101.3	1,478,331	99.8
	全国県分譲与額	134,852,719	103.0	130,979,302	98.1	133,563,487	88.6	150,739,298	99.6	149,873,675	99.0
石 油 ガ ス 譲 与 税	6月譲与額	11,978	77.7	15,407	91.6	16,820	91.9	18,311	89.4	19,432	94.9
	11月 "	18,167	113.3	16,033	57.5	27,877	91.1	30,605	90.9	32,465	96.5
	3月 "	16,556	107.7	15,373	76.1	20,205	85.2	23,713	89.6	25,721	97.2
	譲与額合計	46,701	99.8	46,813	72.1	64,902	89.4	72,629	90.1	77,618	96.3
	全国県分譲与額	4,940,253	98.0	5,041,121	73.1	6,893,444	88.8	7,763,920	87.8	8,362,684	94.6
航 譲 空 与 機 税 燃 料	9月譲与額	6,074	177.9	3,414	37.1	9,211	81.5	11,307	100.1	11,687	103.5
	3月 "	6,411	1,126.7	569	5.7	10,061	90.6	11,106	92.1	12,916	107.1
	譲与額合計	12,485	313.5	3,983	20.7	19,272	86.0	22,413	96.0	24,603	105.3
	全国県分譲与額	2,929,714	447.9	654,148	22.7	2,879,475	96.1	2,995,235	101.9	2,983,403	101.5
	森 譲 林 与 環 境 税	9月譲与額	21,012	100.1	21,001	150.0	14,001	皆増	-	-	-
3月 "		20,882	99.4	21,001	150.0	14,001	皆増	-	-	-	-
譲与額合計		41,894	99.7	42,002	150.0	28,002	皆増	-	-	-	-
全国県分譲与額		5,999,997	100.0	6,000,001	150.0	3,999,977	皆増	-	-	-	-
自 譲 動 車 重 量 税		6月譲与額	19,712	111.7	17,651	皆増	-	-	-	-	-
	11月 "	27,993	101.5	27,581	80.2	34,384	皆増	-	-	-	-
	3月 "	20,802	94.7	21,958	106.6	20,605	皆増	-	-	-	-
	譲与額合計	68,507	102.0	67,190	122.2	54,989	皆増	-	-	-	-
	全国県分譲与額	10,290,162	101.2	10,170,456	121.7	8,354,750	皆増	-	-	-	-

- (注) 1. 地方揮発油譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税の全国県分譲与額には、指定市を含む。
 2. 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税の額を含む。
 3. 森林環境譲与税と自動車重量譲与税（都道府県）は令和元年度に創設。
 4. 地方法人特別譲与税は令和元年度廃止され、令和2年度から新たに特別法人事業譲与税が創設。

第2 県税及び附帯金の 収入状況等に関する調

1. 県 税

(1) 予算額

(令和3年度)

(単位：千円)

区 分	当初予算額(A)	補 正 予 算 額 (B)				予算現額 (A)+(B)	
		6月補正	9月補正	11月補正	2月補正		
県 税 合 計	現	84,864,000	-	-	4,532,000	4,331,000	93,727,000
	滞	543,000	-	-	62,000	△36,000	569,000
	計	85,407,000	-	-	4,594,000	4,295,000	94,296,000
個 人 県 民 税	現	23,480,000	-	-	1,035,000	486,000	25,001,000
	滞	213,000	-	-	-	△11,000	202,000
	計	23,693,000	-	-	1,035,000	475,000	25,203,000
法 人 県 民 税	現	2,037,000	-	-	-	205,000	2,242,000
	滞	11,000	-	-	-	14,000	25,000
	計	2,048,000	-	-	-	219,000	2,267,000
県民税利子割	現	148,000	-	-	-	△20,000	128,000
個 人 事 業 税	現	894,000	-	-	-	125,000	1,019,000
	滞	8,000	-	-	-	△2,000	6,000
	計	902,000	-	-	-	123,000	1,025,000
法 人 事 業 税	現	15,114,000	-	-	3,497,000	1,830,000	20,441,000
	滞	45,000	-	-	62,000	11,000	118,000
	計	15,159,000	-	-	3,559,000	1,841,000	20,559,000
地方消費税	現	17,954,000	-	-	-	1,425,000	19,379,000
不 動 産 取 得 税	現	1,548,000	-	-	-	160,000	1,708,000
	滞	15,000	-	-	-	△12,000	3,000
	計	1,563,000	-	-	-	148,000	1,711,000
県たばこ税	現	922,000	-	-	-	78,000	1,000,000
ゴ ル フ 場 利 用 税	現	286,000	-	-	-	17,000	303,000
	滞	-	-	-	-	-	-
	計	286,000	-	-	-	17,000	303,000
自 動 車 税	現	10,815,000	-	-	-	△48,000	10,767,000
	滞	12,000	-	-	-	△2,000	10,000
	計	10,827,000	-	-	-	△50,000	10,777,000
鉱 区 税	現	1,000	-	-	-	-	1,000
	滞	-	-	-	-	-	-
	計	1,000	-	-	-	-	1,000
固定資産税	現	-	-	-	-	-	-
軽 油 引 取 税	現	8,647,000	-	-	-	59,000	8,706,000
	滞	239,000	-	-	-	△34,000	205,000
	計	8,886,000	-	-	-	25,000	8,911,000
狩 猟 税	現	9,000	-	-	-	-	9,000
核 燃 料 税	現	2,911,000	-	-	-	-	2,911,000
産 業 廃 棄 物 税	現	98,000	-	-	-	14,000	112,000
	滞	-	-	-	-	-	-
	計	98,000	-	-	-	14,000	112,000
旧法による税	現	-	-	-	-	-	-

(個人県民税の内訳)

均等割・所得割	現	22,552,000	-	-	1,035,000	14,000	23,601,000
	滞	213,000	-	-	-	△11,000	202,000
	計	22,765,000	-	-	1,035,000	3,000	23,803,000
配 当 割	現	441,000	-	-	-	273,000	714,000
株 式 等 譲 渡 所 得 割	現	487,000	-	-	-	199,000	686,000

(自動車税の内訳)

環 境 性 能 割	現	542,000	-	-	-	△69,000	473,000
	滞	-	-	-	-	-	-
	計	542,000	-	-	-	△69,000	473,000
種 別 割	現	10,273,000	-	-	-	21,000	10,294,000
	滞	12,000	-	-	-	△2,000	10,000
	計	10,285,000	-	-	-	19,000	10,304,000

(旧法による税の内訳)

軽 油 引 取 税	滞	-	-	-	-	-	-
自 動 車 取 得 税	現	-	-	-	-	-	-

(2) 県税調定・収入状況

(イ) 県 計

(令和3年度)

(単位：円、%)

区 分	予 算 額	調 定 額	収 入 額	不納欠損処分額	収入未済額	収入歩合	
						本年度	前年度
県 税 合 計	現	93,136,354,153	93,702,430,619	66,000	433,857,534	99.54	99.27
	滞	1,011,757,644	590,634,761	52,017,536	369,105,347	58.38	51.23
	計	94,148,111,797	94,293,065,380	52,083,536	802,962,881	99.10	98.81
個 人 県 民 税	現	25,240,537,314	25,044,528,700	-	196,008,614	99.22	99.01
	滞	547,973,031	210,321,767	42,515,550	295,135,714	38.38	37.31
	計	25,788,510,345	25,254,850,467	42,515,550	491,144,328	97.93	97.70
法 人 県 民 税	現	2,189,524,700	2,187,266,804	31,500	2,226,396	99.90	98.77
	滞	32,694,403	27,787,160	1,264,827	3,642,416	84.99	47.12
	計	2,222,219,103	2,215,053,964	1,296,327	5,868,812	99.68	98.58
県 民 税 利 子 割	現	120,611,076	120,611,076	-	-	100.00	100.00
個 人 事 業 税	現	1,038,273,800	1,028,400,438	-	9,873,362	99.05	99.16
	滞	19,680,473	7,752,928	1,029,500	10,898,045	39.39	45.98
	計	1,057,954,273	1,036,153,366	1,029,500	20,771,407	97.94	97.99
法 人 事 業 税	現	20,213,330,000	20,209,380,603	-	3,949,397	99.98	99.29
	滞	149,348,297	121,981,384	4,895,900	22,471,013	81.68	23.15
	計	20,362,678,297	20,331,361,987	4,895,900	26,420,410	99.85	99.18
地 方 消 費 税	現	19,544,109,071	19,544,109,071	-	-	100.00	100.00
不 動 産 取 得 税	現	1,740,725,600	1,718,914,000	-	21,811,600	98.75	98.87
	滞	29,712,851	5,694,587	148,987	23,869,277	19.17	36.69
	計	1,770,438,451	1,724,608,587	148,987	45,680,877	97.41	97.69
県 た ば こ 税	現	1,019,161,704	1,019,161,704	-	-	100.00	100.00
ゴ ル フ 場 利 用 税	現	304,957,550	304,957,550	-	-	100.00	100.00
	滞	-	-	-	-	-	-
	計	304,957,550	304,957,550	-	-	100.00	100.00
自 動 車 税	現	10,772,410,800	10,761,682,721	34,500	10,693,579	99.90	99.90
	滞	26,761,380	11,509,726	2,162,772	13,088,882	43.01	42.79
	計	10,799,172,180	10,773,192,447	2,197,272	23,782,461	99.76	99.71
鉱 区 税	現	231,200	231,200	-	-	100.00	100.00
	滞	-	-	-	-	-	-
	計	231,200	231,200	-	-	100.00	100.00
固 定 資 産 税	現	-	-	-	-	-	-
軽 油 引 取 税	現	8,916,673,302	8,727,378,716	-	189,294,586	97.88	97.71
	滞	205,587,209	205,587,209	-	-	100.00	100.00
	計	9,122,260,511	8,932,965,925	-	189,294,586	97.92	97.75
狩 猟 税	現	8,842,800	8,842,800	-	-	100.00	100.00
核 燃 料 税	現	2,911,214,600	2,911,214,600	-	-	100.00	100.00
産 業 廃 棄 物 税	現	115,750,636	115,750,636	-	-	100.00	100.00
	滞	-	-	-	-	-	-
	計	115,750,636	115,750,636	-	-	100.00	100.00
旧 法 に よ る 税	現	-	-	-	-	-	-
滞	-	-	-	-	-	-	-

(個人県民税の内訳)

均 等 割 ・ 所 得 割	現	23,906,181,089	23,710,172,475	-	196,008,614	99.18	98.98
	滞	547,973,031	210,321,767	42,515,550	295,135,714	38.38	37.31
	計	24,454,154,120	23,920,494,242	42,515,550	491,144,328	97.82	97.62
配 当 割	現	660,738,981	660,738,981	-	-	100.00	100.00
株 式 等 譲 渡 所 得 割	現	673,617,244	673,617,244	-	-	100.00	100.00

(自動車税の内訳)

環 境 性 能 割	現	458,006,500	458,006,500	-	-	100.00	100.00
	滞	-	-	-	-	-	-
	計	458,006,500	458,006,500	-	-	100.00	100.00
種 別 割	現	10,314,404,300	10,303,676,221	34,500	10,693,579	99.90	99.90
	滞	26,761,380	11,509,726	2,162,772	13,088,882	43.01	42.60
	計	10,341,165,680	10,315,185,947	2,197,272	23,782,461	99.75	99.70

(旧法による税の内訳)

軽 油 引 取 税 滞	-	-	-	-	-	-	-
自 動 車 取 得 税 現	-	-	-	-	-	-	-

(3) 県税年度別決算額

(イ) 総括

(単位：円、%)

区分	年度	予算額	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率		伸長率		年度
							対予算	対調定	対調定	対収入	
県税	R3	94,296,000,000	95,148,111,797	94,293,065,380	52,083,536	802,962,881	100.00	99.10	105.74	106.05	R3
	R2	87,624,000,000	89,984,134,933	88,916,826,650	41,794,859	1,025,513,424	101.48	98.81	98.54	98.39	R2
	R1	89,379,000,000	91,316,744,785	90,375,069,962	62,245,367	879,429,456	101.11	98.97	101.31	101.37	R1
	30	88,310,000,000	90,132,289,194	89,155,505,081	61,270,514	915,513,599	100.96	98.92	103.31	103.49	30
	29	84,956,000,000	87,243,565,472	86,150,324,631	63,852,589	1,029,388,252	101.41	98.75	101.72	101.71	29
現年課税分	R3	93,727,000,000	94,136,354,153	93,702,430,619	66,000	433,857,534	99.97	99.54	105.63	105.91	R3
	R2	87,205,000,000	89,121,282,705	88,474,805,573	58,200	646,418,932	101.46	99.27	98.57	98.39	R2
	R1	88,946,000,000	90,414,145,326	89,924,041,726	21,403	490,082,197	101.10	99.46	101.45	101.45	R1
	30	87,809,000,000	89,121,603,098	88,635,795,339	188,523	485,619,236	100.94	99.45	103.30	103.38	30
	29	84,432,000,000	86,273,184,709	85,734,528,843	107,800	538,548,066	101.54	99.38	101.90	101.79	29
滞納繰越分	R3	569,000,000	1,011,757,644	590,634,761	52,017,536	369,105,347	103.80	58.38	117.26	133.62	R3
	R2	419,000,000	862,852,228	442,021,077	41,736,659	379,094,492	105.49	51.23	95.60	98.00	R2
	R1	433,000,000	902,599,459	451,028,236	62,223,964	389,347,259	104.16	49.97	89.31	86.78	R1
	30	501,000,000	1,010,686,096	519,709,742	61,081,991	429,894,363	103.73	51.42	104.15	124.99	30
	29	524,000,000	970,380,763	415,795,788	63,744,789	490,840,186	79.35	42.85	87.90	87.63	29

(ロ) 税目別 (現滞計)

(単位：円、%)

区分	年度	予算額	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率		伸長率		年度
							対予算	対調定	対調定	対収入	
個人県民税	R3	25,203,000,000	25,788,510,345	25,254,850,467	42,515,550	491,144,328	100.21	97.93	101.46	101.70	R3
	R2	24,783,000,000	25,417,008,510	24,832,342,761	36,198,618	548,467,131	100.20	97.70	102.41	102.48	R2
	R1	24,070,000,000	24,819,120,879	24,231,765,521	45,079,096	542,276,262	100.67	97.63	99.51	99.65	R1
	30	24,109,000,000	24,941,577,571	24,316,172,243	42,727,244	582,678,084	100.86	97.49	100.44	100.72	30
	29	23,923,000,000	24,833,278,313	24,142,796,515	55,341,663	635,140,135	100.92	97.22	103.34	103.86	29
法人県民税	R3	2,267,000,000	2,222,219,103	2,215,053,964	1,296,327	5,868,812	97.71	99.68	94.77	95.83	R3
	R2	2,205,000,000	2,344,748,592	2,311,455,097	594,892	32,698,603	104.83	98.58	73.68	72.88	R2
	R1	2,952,000,000	3,182,554,621	3,171,624,099	2,110,930	8,819,592	107.44	99.66	97.91	97.93	R1
	30	3,193,000,000	3,250,338,461	3,238,817,856	2,699,984	8,820,621	101.43	99.65	104.83	104.86	30
	29	2,954,000,000	3,100,530,439	3,088,622,275	1,007,403	10,900,761	104.56	99.62	104.35	104.41	29
県民税利子割	R3	128,000,000	120,611,076	120,611,076	-	-	94.23	100.00	76.36	76.36	R3
	R2	150,000,000	157,940,906	157,940,906	-	-	105.29	100.00	114.75	114.75	R2
	R1	144,000,000	137,635,025	137,635,025	-	-	95.58	100.00	49.60	49.60	R1
	30	288,000,000	277,469,755	277,469,755	-	-	96.34	100.00	85.40	85.40	30
	29	336,000,000	324,902,014	324,902,014	-	-	96.70	100.00	151.27	151.27	29
個人事業税	R3	1,025,000,000	1,057,954,273	1,036,153,366	1,029,500	20,771,407	101.09	97.94	107.33	107.27	R3
	R2	949,000,000	985,725,902	965,946,524	98,905	19,680,473	101.79	97.99	104.31	104.74	R2
	R1	916,000,000	944,982,041	922,208,887	676,152	22,097,002	100.68	97.59	98.73	98.71	R1
	30	925,000,000	957,166,325	934,288,655	1,915,129	20,962,541	101.00	97.61	102.52	102.69	30
	29	887,000,000	933,646,497	909,849,955	862,217	22,934,325	102.58	97.45	104.37	104.50	29
法人事業税	R3	20,559,000,000	20,362,678,297	20,331,361,987	4,895,900	26,420,410	98.89	99.85	112.07	112.83	R3
	R2	16,720,000,000	18,169,832,941	18,019,994,972	489,372	149,378,597	107.77	99.18	92.62	92.03	R2
	R1	18,908,000,000	19,617,673,149	19,580,084,447	9,077,261	28,511,441	103.55	99.81	111.36	111.35	R1
	30	17,213,000,000	17,617,122,517	17,584,338,308	8,865,160	23,919,049	102.16	99.81	103.03	103.04	30
	29	16,528,000,000	17,098,530,952	17,066,094,962	854,273	31,581,717	103.26	99.81	100.09	100.04	29

(単位：円、%)

区分	年度	予算額	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収入率		伸長率		年度
							対算	対調定	対算	対伸長	
地方消費税	R3	19,379,000,000	19,544,109,071	19,544,109,071	-	-	100.85	100.00	114.37	114.37	R3
	R2	17,429,000,000	17,089,015,746	17,089,015,746	-	-	98.05	100.00	110.65	110.65	R2
	R1	15,605,000,000	15,444,782,212	15,444,782,212	-	-	98.97	100.00	103.41	103.41	R1
	30	14,826,000,000	14,934,792,863	14,934,792,863	-	-	100.73	100.00	98.30	98.30	30
	29	15,183,000,000	15,192,461,936	15,192,461,936	-	-	100.06	100.00	100.13	100.13	29
不動産取得税	R3	1,711,000,000	1,770,438,451	1,724,608,587	148,987	45,680,877	100.80	97.41	95.75	95.75	R3
	R2	1,800,000,000	1,848,994,080	1,806,294,485	507,664	42,191,931	100.35	97.69	100.63	101.06	R2
	R1	1,762,000,000	1,837,402,462	1,787,274,033	789,769	49,338,660	101.43	97.27	91.89	91.42	R1
	30	1,913,000,000	1,999,570,870	1,955,103,208	129,700	44,337,962	102.20	97.78	112.63	112.51	30
	29	1,642,000,000	1,775,300,159	1,737,717,252	253,837	37,329,070	105.83	97.88	97.57	97.53	29
県たばこ税	R3	1,000,000,000	1,019,161,704	1,019,161,704	-	-	101.92	100.00	106.99	106.99	R3
	R2	945,000,000	952,617,194	952,617,194	-	-	100.81	100.00	96.80	96.80	R2
	R1	983,000,000	984,092,272	984,092,272	-	-	100.11	100.00	101.14	101.14	R1
	30	971,000,000	972,975,224	972,975,224	-	-	100.20	100.00	96.88	96.88	30
	29	1,039,000,000	1,004,317,858	1,004,317,858	-	-	96.66	100.00	95.94	95.94	29
ゴルフ場利用税	R3	303,000,000	304,957,550	304,957,550	-	-	100.65	100.00	108.93	108.93	R3
	R2	279,000,000	279,967,850	279,967,850	-	-	100.35	100.00	99.33	99.33	R2
	R1	278,000,000	281,845,400	281,845,400	-	-	101.38	100.00	100.21	100.21	R1
	30	272,000,000	281,259,450	281,259,450	-	-	103.40	100.00	98.70	98.70	30
	29	292,000,000	284,978,050	284,978,050	-	-	97.60	100.00	101.08	101.08	29
自動車税 環境性能割	R3	473,000,000	458,006,500	458,006,500	-	-	96.83	100.00	100.02	100.02	R3
	R2	456,000,000	457,907,900	457,907,900	-	-	100.42	100.00	74.59	74.59	R2
	R1	613,000,000	613,887,500	613,887,500	-	-	100.14	100.00	55.45	55.45	R1
	30	1,129,000,000	1,107,163,400	1,107,163,400	-	-	98.07	100.00	104.06	104.06	30
	29	1,100,000,000	1,063,958,300	1,063,958,300	-	-	96.72	100.00	142.66	142.66	29
自動車税 種別割	R3	10,304,000,000	10,341,165,680	10,315,185,947	2,197,272	23,782,461	100.11	99.75	99.95	100.01	R3
	R2	10,298,000,000	10,345,989,696	10,314,574,808	3,905,408	27,509,480	100.16	99.70	97.58	97.67	R2
	R1	10,525,000,000	10,602,351,472	10,560,256,016	4,512,159	37,583,297	100.33	99.60	102.17	102.18	R1
	30	10,293,000,000	10,376,928,384	10,334,727,981	4,933,297	37,267,106	100.41	99.59	100.74	100.83	30
	29	10,163,000,000	10,300,698,141	10,249,776,961	5,533,196	45,387,984	100.85	99.51	100.59	100.81	29
都区税	R3	1,000,000	231,200	231,200	-	-	23.12	100.00	100.00	100.00	R3
	R2	1,000,000	231,200	231,200	-	-	23.12	100.00	100.00	100.00	R2
	R1	1,000,000	231,200	231,200	-	-	23.12	100.00	100.00	100.00	R1
	30	1,000,000	231,200	231,200	-	-	23.12	100.00	100.00	100.00	30
	29	1,000,000	231,200	231,200	-	-	23.12	100.00	99.61	99.61	29
固定資産税	R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R3
	R2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R2
	R1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R1
	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30
	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29
軽油引取税	R3	8,911,000,000	9,122,260,511	8,932,965,925	-	189,294,586	100.25	97.92	99.64	99.82	R3
	R2	8,833,000,000	9,154,892,539	8,949,305,330	-	205,587,209	101.32	97.75	97.63	97.42	R2
	R1	9,149,000,000	9,377,197,762	9,186,394,560	-	190,803,202	100.41	97.97	98.71	98.75	R1
	30	9,262,000,000	9,499,851,466	9,302,323,230	-	197,528,236	100.44	97.92	100.50	101.04	30
	29	9,051,000,000	9,452,621,238	9,206,506,978	-	246,114,260	101.72	97.40	101.56	100.12	29
狩猟税	R3	9,000,000	8,842,800	8,842,800	-	-	98.25	100.00	95.91	95.91	R3
	R2	9,000,000	9,219,700	9,219,700	-	-	102.44	100.00	102.92	102.92	R2
	R1	9,000,000	8,957,800	8,957,800	-	-	99.53	100.00	94.22	94.22	R1
	30	9,000,000	9,507,600	9,507,600	-	-	105.64	100.00	99.09	99.09	30
	29	8,000,000	9,595,100	9,595,100	-	-	119.94	100.00	106.23	106.23	29
核燃料税	R3	2,911,000,000	2,911,214,600	2,911,214,600	-	-	100.01	100.00	109.11	109.11	R3
	R2	2,668,000,000	2,668,247,200	2,668,247,200	-	-	100.01	100.00	79.31	79.31	R2
	R1	3,364,000,000	3,364,379,000	3,364,379,000	-	-	100.01	100.00	88.48	88.48	R1
	30	3,802,000,000	3,802,528,700	3,802,528,700	-	-	100.01	100.00	215.36	215.36	30
	29	1,765,000,000	1,765,664,000	1,765,664,000	-	-	100.04	100.00	94.58	94.58	29
産業廃棄物税	R3	112,000,000	115,750,636	115,750,636	-	-	103.35	100.00	113.71	113.71	R3
	R2	98,000,000	101,794,977	101,794,977	-	-	103.87	100.00	102.15	102.15	R2
	R1	100,000,000	99,651,990	99,651,990	-	-	99.65	100.00	96.00	96.00	R1
	30	104,000,000	103,805,408	103,805,408	-	-	99.81	100.00	101.22	101.22	30
	29	83,000,000	102,551,275	102,551,275	-	-	123.56	100.00	121.79	121.79	29

※自動車税及び自動車取得税は令和元年10月1日より自動車税種別割及び自動車税環境性能割となっている。

(単位：円、%)

区分	年度	予算額	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額		収入率		伸長率		年度
						収入額	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	
旧法による税計	R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R3
	R2	1,000,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R2
	R1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R1
	30 29	1,000,000	300,000	300,000	-	-	-	30.00	100.00	皆減 34.83	皆減 53.45	30 29
自動車取得税	R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R3
	R2	1,000,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R2
	R1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R1
	30 29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30 29
軽油引取税	R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R3
	R2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R2
	R1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R1
	30 29	1,000,000	300,000	300,000	-	-	-	30.00	100.00	皆減 34.83	皆減 53.45	30 29

(4) 県税税目別収入額累年比較

(単位：千円、%)

区分	令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成27年度	
	収入額	対前年比	収入額	対前年比										
個人県民税	25,254,850	101.7	24,832,343	102.5	24,231,766	99.7	24,316,172	100.7	24,142,797	103.9	23,245,656	99.8	23,292,423	101.5
法人県民税	2,215,054	95.8	2,311,455	72.9	3,171,624	97.9	3,238,818	104.9	3,088,622	104.4	2,958,068	92.2	3,209,660	76.7
県民税利子割	120,611	76.4	157,941	114.8	137,635	49.6	277,470	85.4	324,902	151.3	214,778	79.8	269,065	91.8
個人事業税	1,036,153	107.3	965,947	104.7	922,209	98.7	934,289	102.7	909,850	104.5	870,696	101.3	859,303	108.0
法人事業税	20,331,362	112.8	18,019,965	92.0	19,580,084	111.3	17,584,338	103.0	17,066,095	100.0	17,058,795	113.6	15,019,439	104.6
地方消費税	19,544,109	114.4	17,089,016	110.6	15,444,782	103.4	14,934,793	98.3	15,192,462	100.1	15,173,117	97.8	15,512,780	164.1
不動産取得税	1,724,609	95.5	1,806,294	101.1	1,787,274	91.4	1,955,103	112.5	1,737,717	97.5	1,781,667	112.7	1,580,516	88.6
果たばこ税	1,019,162	107.0	952,617	96.8	984,092	101.1	972,975	96.9	1,004,318	95.9	1,046,871	97.4	1,074,544	99.3
ゴルフ場利用税	304,958	108.9	279,968	99.3	281,845	100.2	281,259	98.7	284,978	101.1	281,934	95.9	294,121	95.7
自動車税種別割	10,315,186	100.0	10,314,575	97.7	10,560,256	102.2	10,334,728	100.8	10,249,777	100.8	10,167,843	100.0	10,165,123	99.7
自動車税環境性能割	458,007	100.0	457,908	74.6	613,888	55.4	1,107,163	104.1	1,063,958	142.7	745,798	110.4	675,538	160.0
鉱区税	231	100.0	231	100.0	231	100.0	231	100.0	231	99.6	232	99.4	233	63.0
固定資産税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽油引取税	8,932,966	99.8	8,949,305	97.4	9,186,395	98.8	9,302,323	101.0	9,206,507	100.1	9,195,383	99.1	9,277,342	99.1
狩猟税	8,843	95.9	9,220	102.9	8,958	94.2	9,508	99.1	9,595	106.2	9,032	93.1	9,706	63.6
核燃料税	2,911,215	109.1	2,668,247	79.3	3,364,379	88.5	3,802,529	215.4	1,765,664	94.6	1,866,864	100.0	1,866,864	133.3
産業廃棄物税	115,751	113.7	101,795	102.2	99,652	96.0	103,805	101.2	102,551	121.8	84,206	81.8	102,969	88.1
旧法による税計	-	-	-	-	-	-	-	皆減	300	53.5	561	5,612.6	10	17.9
県税計	94,293,065	106.0	88,916,827	98.4	90,375,070	101.4	89,155,505	103.5	86,150,325	101.7	84,701,501	101.8	83,209,637	108.4

※千円未満四捨五入のため、合計と不一致の場合がある。

※自動車税及び自動車取得税は令和元年10月1日より自動車税種別割及び自動車税環境性能割となっている。

(5) 県税予算・決算の推移

(単位:千円、%)

年度	当 初	6月補正	9月補正	1 1月補正	2月補正	最 終 予 算	決 算 額	予算に対する 決算増差額	前年度に対する 決算増差額
5	(99.0) 72,415,003				844,000	(100.1) 73,259,003	(100.2) 73,993,925	734,922	131,749
6	(108.7) 78,734,002			2,496,000	1,294,000	(112.6) 82,524,002	(112.2) 83,034,559	510,557	9,040,634
7	(104.2) 82,046,001		820,000		516,000	(101.0) 83,382,001	(100.7) 83,643,248	261,247	608,689
8	(98.0) 80,433,001		1,102,000		971,000	(98.9) 82,506,001	(99.3) 83,052,596	546,595	△ 590,652
9	(106.8) 85,917,000			△ 1,262,000	△ 1,187,000	(101.2) 83,468,000	(101.0) 83,862,302	394,302	809,706
10	(106.0) 91,076,000	△ 896,000	△ 822,000		△ 786,000	(106.1) 88,572,000	(106.6) 89,356,960	784,960	5,494,658
11	(88.4) 80,514,000			1,393,000	1,398,000	(94.1) 83,305,000	(94.2) 84,195,040	890,040	△ 5,161,920
12	(103.4) 83,260,000		2,048,000		1,880,000	(104.7) 87,188,000	(104.6) 88,080,963	892,963	3,885,923
13	(101.5) 84,483,000		1,162,000		△ 769,000	(97.3) 84,876,000	(96.6) 85,070,835	194,835	△ 3,010,128
14	(92.6) 78,222,000			△ 3,567,000	△ 758,000	(87.1) 73,897,000	(87.4) 74,328,004	431,004	△ 10,742,831
15	(93.1) 72,851,000				△ 203,000	(98.3) 72,648,000	(97.8) 72,676,501	28,501	△ 1,651,503
16	(100.5) 73,218,000			208,000	388,000	(101.6) 73,814,000	(102.8) 74,691,161	877,161	2,014,660
17	(99.4) 72,755,000		2,074,000		801,000	(102.5) 75,630,000	(101.9) 76,145,907	515,907	1,454,746
18	(105.7) 76,868,000		2,206,000		148,000	(104.7) 79,222,000	(104.8) 79,774,388	552,388	3,628,481
19	(114.4) 87,903,000				△ 931,000	(109.8) 86,972,000	(110.0) 87,781,006	809,006	8,006,618
20	(104.5) 91,823,000				272,000	(105.9) 92,095,000	(105.4) 92,478,965	383,965	4,697,959
21	(80.1) 73,525,000				2,488,000	(82.5) 76,013,000	(83.5) 77,208,965	1,195,965	△ 15,270,000
22	(88.8) 65,304,000			2,777,000	2,336,000	(92.6) 70,417,000	(92.4) 71,307,447	890,447	△ 5,901,518
23	(106.5) 69,573,000				△ 973,000	(97.4) 68,600,000	(97.2) 69,333,755	733,755	△ 1,973,692
24	(98.4) 68,480,000				618,000	(100.7) 69,098,000	(101.0) 70,011,372	913,372	677,617
25	(99.1) 67,835,000		1,938,000	1,138,000	1,251,000	(104.4) 72,162,000	(103.7) 72,618,020	456,020	2,606,648
26	(107.2) 72,686,000			1,389,000	1,509,000	(104.7) 75,584,000	(105.7) 76,726,330	1,142,330	4,108,310
27	(110.1) 80,034,000			1,223,000	314,000	(107.9) 81,571,000	(108.4) 83,209,637	1,638,637	6,483,308
28	(103.4) 82,721,000				1,172,000	(102.8) 83,893,000	(101.8) 84,701,501	808,501	1,491,864
29	(97.9) 80,968,000			2,673,000	1,315,000	(101.3) 84,956,000	(101.7) 86,150,325	1,194,325	1,448,823
30	(109.4) 88,581,000				△ 271,000	(103.9) 88,310,000	(103.5) 89,155,505	845,505	3,005,180
R1	(100.0) 88,604,000				775,000	(101.2) 89,379,000	(101.4) 90,375,070	996,070	1,219,565
R2	(99.6) 88,246,000		△ 2,662,000		2,040,000	(98.0) 87,624,000	(98.4) 88,916,827	1,292,827	△ 1,458,243
R3	(96.8) 85,407,000			4,594,000	4,295,000	(107.6) 94,296,000	(106.0) 94,293,065	△ 2,935	5,376,238

(注) 各欄の上段の()の数値は対前年比

2. 附 帯 金

(令和3年度)

(単位:円、%)

区	分 予 算 額	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額	収入率
延 滞 金	38,600,000	37,550,156	37,550,156	-	-	100.00
加 算 金	6,349,000	19,121,825	7,309,249	1,611,928	10,200,648	38.22
過少申告加算金	323,000	404,807	376,632	-	28,175	93.04
不申告加算金	353,000	686,828	359,254	1,259	326,315	52.31
重 加 算 金	5,673,000	18,030,190	6,573,363	1,610,669	9,846,158	36.46
過 料	1	-	-	-	-	-
滞 納 処 分 費	-	-	-	-	-	-
合 計	44,949,001	56,671,981	44,859,405	1,611,928	10,200,648	79.16

第3 課税状況に関する調

1. 県民税

< 県の決算ベース >

(1) 個人県民税 (令和3年度)

(単位:円、%)

	調定額				収入額			欠損処分額			収入未済額			収入歩合			収入歩合順位	
	現年課税分		計	滞納繰越分	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分
	普通徴収	特別徴収																
佐賀市	1,928,153,70	5,928,129,60	7,922,040,40	122,676,40	7,879,701,60	7,958,025,37	4,254,425	-	4,254,425	42,338,829	39,498,112	81,836,941	99.47	64.34	98.93	1	1	
鳥栖市	398,970,10	2,035,994,42	2,449,903,66	90,731,47	2,426,671,23	2,448,946,08	12,461,085	-	12,461,085	23,232,412	55,995,605	79,228,017	99.05	24.55	96.39	11	18	
多久市	80,150,74	336,818,50	419,832,30	15,244,36	413,228,94	416,546,24	1,011,717	-	1,011,717	6,603,476	10,915,328	17,518,804	98.43	21.76	95.74	20	20	
小城市	283,692,20	984,415,70	1,276,213,40	23,012,06	1,265,642,72	1,275,936,57	633,475	-	633,475	10,570,088	12,084,733	22,655,421	99.17	44.73	98.21	9	5	
佐神埼市	191,565,00	682,629,20	879,084,20	17,834,92	866,112,40	872,290,68	481,213	-	481,213	12,971,880	11,175,467	24,147,347	98.52	34.64	97.25	18	14	
賀野ヶ里町	73,352,90	413,125,302	491,048,682	5,928,100	487,789,329	489,934,419	162,870	-	162,870	3,259,383	3,620,149	6,879,512	99.34	36.19	98.58	5	7	
基山町	85,684,70	428,543,655	524,731,655	13,335,136	520,935,036	525,379,338	83,896	-	83,896	3,796,619	8,806,678	12,603,297	99.28	33.33	97.64	7	13	
上峰町	41,720,07	233,784,840	278,381,257	8,845,211	275,931,412	277,939,875	338,410	-	338,410	2,449,845	6,498,337	8,948,182	99.12	22.71	96.77	10	16	
みやま町	123,610,522	543,054,938	670,288,440	15,461,333	663,613,999	669,155,604	381,895	-	381,895	6,674,481	9,537,736	16,212,277	99.00	35.84	97.58	12	8	
小計	3,206,900,13	11,586,496,37	14,911,524,296	313,068,996	14,799,026,676	14,934,754,43	19,808,985	-	19,808,985	111,897,536	158,132,256	270,029,798	99.25	43.16	98.10			
唐津市	669,594,00	2,433,015,570	3,122,501,440	79,044,516	3,090,527,508	3,116,197,558	6,238,287	-	6,238,287	31,973,822	47,136,273	79,110,095	98.98	32.48	97.33	13	14	
唐津市	35,054,630	98,269,200	133,767,930	2,977,336	131,899,087	133,284,231	58,879	-	58,879	1,868,843	1,533,310	3,402,153	98.00	46.52	97.47	17	4	
小計	704,648,720	2,531,284,770	3,256,269,370	82,021,832	3,222,426,656	3,249,481,788	6,297,166	-	6,297,166	33,842,665	48,669,583	82,512,248	98.96	32.99	97.34			
伊万里市	256,205,800	1,173,480,000	1,443,981,190	43,525,139	1,433,816,368	1,444,541,619	6,706,293	-	6,706,293	10,164,776	26,093,550	36,258,366	99.30	24.64	97.11	6	17	
武雄市	265,828,190	988,711,220	1,262,570,210	27,089,639	1,254,896,940	1,262,824,389	2,005,786	-	2,005,786	7,673,261	17,156,413	24,829,674	99.39	29.26	97.92	4	15	
鹿島市	212,180,800	531,259,040	747,121,640	24,417,608	735,885,147	744,413,131	3,791,988	-	3,791,988	11,236,403	12,097,609	23,334,102	98.50	34.93	96.48	19	10	
嬉野市	154,809,910	485,100,990	645,337,400	31,905,281	638,034,722	648,723,265	3,355,630	-	3,355,630	7,302,738	17,861,111	25,163,849	98.57	33.50	95.79	15	12	
武雄市	85,446,300	352,845,800	445,021,800	5,017,815	442,587,412	444,586,438	159,889	-	159,889	2,424,388	2,868,912	5,293,300	99.46	39.64	98.79	2	6	
大町町	25,243,330	101,735,470	128,612,710	2,426,746	127,034,508	128,356,747	72,381	-	72,381	1,578,203	1,032,123	2,610,326	98.77	54.49	97.95	16	2	
江北町	63,025,090	205,222,230	269,716,020	4,121,225	267,747,630	269,749,023	171,543	-	171,543	1,968,390	1,948,289	3,916,679	99.27	48.56	98.51	8	3	
白石町	216,733,330	391,947,200	612,319,090	12,434,803	605,448,061	609,843,088	65,046	-	65,046	6,871,029	7,974,730	14,845,759	98.88	35.34	97.61	14	9	
太良町	63,774,200	118,852,600	183,707,400	1,943,932	182,658,322	183,220,230	80,842	-	80,842	1,949,078	1,301,149	2,350,227	99.43	28.91	98.09	3	16	
小計	1,343,246,030	4,349,154,570	5,738,387,470	152,882,188	5,688,119,111	5,736,257,973	16,409,398	-	16,409,398	50,268,356	88,333,925	138,602,282	99.12	31.49	97.37			
県計	5,254,794,880	18,466,935,777	23,906,181,099	547,973,033	23,710,172,445	23,920,494,244	42,515,550	-	42,515,550	196,006,614	295,135,771	491,144,328	99.18	38.38	97.82			

(2) 法人県民税
(イ) 法人県民税額等

区分	確定申告のあったもの		確定申告のないもの		確定申告の数		法人税額		確定申告が翌年度になる前年度の中間申告額		確定申告が翌年度になる確定申告期限が見込納付額		既選付請求額		中間納付額の歳出還付額		
	確定申告のあったもの	うち決定したもの	確定申告の数	確定申告の税額	確定申告のないもの	うち決定したもの	確定申告の数	確定申告の税額	確定申告が翌年度になる前年度の中間申告額	確定申告が翌年度になる確定申告期限が見込納付額	事業年度数	事業年度の税額	事業年度の税額	事業年度の納付額	超過額	前年度に収入したものの額	当年度に収入したものの額
普通法人	744	-	3	192,676	1,188	-	265	50,201	259	74,331	-	-	-	-	2,336	-	
通法人	3,509	1	67	571,996	20,112	-	1,551	115,013	1,538	198,870	-	-	-	-	8,021	-	
法人	11,197	20	14	232,220	37	3	1,946	53,747	2,162	79,383	-	-	-	-	7,121	-	
小計(A)	15,450	21	84	996,892	21,337	3	3,762	218,961	3,959	352,584	-	-	-	-	17,478	-	
特別法人(B)	491	-	-	29,543	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
公益法人等(C)	506	1	-	3,564	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
寮等のみを有する法人(D)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
人格なき社団等(E)	104	-	-	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
清算法人(F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特定信託(G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計(A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)	16,551	22	84	1,030,069	21,337	3	3,762	218,961	3,959	352,584	-	-	-	-	17,478	-	

区分	現事業年度分		前事業年度分		均等		割		合計		⑬の件数
	①+②-③+④+⑤+⑥+⑦	⑧	⑨	⑩	納税		割		⑩+⑪	⑫	
					総数	50億円超	10億円超	1億円超			
普通法人	220,330	304	220,634	744	3	34	244	456	34,000	254,634	-
通法人	683,986	8,289	692,275	3,509	391	587	1,111	1,186	610,546	1,302,821	-
法人	265,014	2,818	267,832	11,197	-	69	1,174	9,945	289,238	557,070	-
小計(A)	1,169,330	11,411	1,180,741	15,450	394	690	2,529	11,587	933,784	2,114,525	9,003
特別法人(B)	29,543	321	29,864	491	12	25	72	375	28,973	58,837	-
公益法人等(C)	3,564	95	3,659	2,205	-	-	-	2,205	9,936	13,595	-
寮等のみを有する法人(D)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人格なき社団等(E)	70	2	72	104	-	-	-	104	2,305	2,377	-
清算法人(F)	-	-	-	5	-	-	1	4	190	190	-
特定信託(G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計(A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)	1,202,507	11,829	1,214,336	18,255	406	715	2,602	14,275	975,188	2,189,524	9,007

(注) 1. この調は令和3年度において確定したものの(減免したものは除く。)について⑧までは現事業年度分、⑨については前事業年度分として作成した。
2. 確定申告のない中間申告分の税額は②に計上した。
3. 事業年度数は1年、6ヶ月の事業年度区分にかかわらず、それぞれを1件として計上した。
4. 納税義務者は令和3年度中に確定申告、又は決定があったもの合計である。
5. ⑫には中間納付額の歳出還付額は含まない。

(ロ) 資本金別法人税割額等

区分 資本金別	法人数	課税標準 となる 法人税額	算出法人 税割額 ①	道府県民税の 特定寄附金 税額控除額 ②	外国税額 控除額 ③	仮装経理 に基づく 控除額 ④	利子割額 の控除額 ⑤	租税条約の 実施に係る 控除額 ⑥	差引法人 税割額	
									①-②-③ -④-⑤-⑥	うち超過課 税相当額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
300万円未満	2,559	1,686,769	24,540	-	-	-	-	-	24,540	7,504
300万円以上 1,000万円未満	5,948	3,485,413	47,655	-	1	-	-	-	47,654	10,983
1,000万円	1,914	3,469,651	62,848	240	2	-	-	-	62,606	21,668
1,000万円超 5,000万円未満	1,122	5,892,092	135,361	411	-	-	-	-	134,950	54,189
5,000万円以上 1億円未満	259	4,684,560	122,176	322	-	-	-	-	121,854	53,090
1億円	25	1,636,221	67,478	102	53	-	-	-	67,323	29,737
1億円超 10億円未満	41	5,862,120	205,119	273	8	-	-	-	204,838	91,029
10億円	-	-	9,322	4	-	-	-	-	9,318	4,143
10億円超 50億円未満	X	4,955,814	79,589	390	7	-	-	-	79,192	35,191
50億円	-	-	407	-	3	-	-	-	404	179
50億円超 100億円未満	X	1,858,793	25,607	22	71	-	-	-	25,514	11,338
100億円以上	X	1,249,720	207,500	27	1,973	-	-	-	205,500	91,334
保険業法に規定 する相互会社	-	-	13,243	14	30	-	-	-	13,199	5,867
合計	11,868	34,781,153	1,000,845	1,805	2,148	-	-	-	996,892	416,252
県内法人	11,139	15,194,905	232,373	152	1	-	-	-	232,220	-
分割法人	729	19,586,248	768,472	1,653	2,147	-	-	-	764,672	-

- (注) 1. この調は令和3年度において確定した普通法人の現事業年度分について作成した。
 2. 分割法人については、本県に主たる事業所等を有する法人についてすべてを計上し、それ以外の法人については、差引法人税割額のみを計上した。

(3) 県民税利子割

(イ) 県民税利子割額等

(単位：千円)

		税 額	課税支払額	非課税支払額	左のうち非居住者に係る額
公 社 債 利 子 等	特定公社債以外の公社債の利子	11	211	-	-
	銀行預金利子	60,843	1,231,364	32,283	-
	銀行以外の金融機関の預貯金利子	21,278	432,927	87,020	-
	勤務先預金等の利子	9,054	181,246	182	-
	合同運用信託の収益の分配	9	201	1	1
	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	-	-	-	-
	郵便貯金利子	1	40	-	-
	国外一般公社債等の利子等	-	-	-	-
	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	982	19,646	686	-
私 募 公 社 債 等	運用投資信託等の収益の分配	-	-	-	-
	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配	-	-	-	-
	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配	-	-	-	-
金 融 類 似 商 品	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	42	849		
	定期積金の給付補てん金	1,571	31,741		
	掛金の給付補てん金	-	-		
	抵当証券の利息	-	-		
	貴金属等の売戻し条件付売買契約の利益	-	-		
	外貨建預貯金等の為替差益	-	-		
	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	26,820	537,121		
	小 計	28,433	569,711	113	-
そ の 他	-	-	-	-	
合 計	120,611	2,435,346	120,285	1	

(注) 1. 非課税支払額とは、地方税法第25条の2に規定する非居住者が支払を受ける利子等である。

(ロ) 県民税利子割の特別徴収義務者数等

(単位：人、件)

区 分	特別徴収義務者数	営業所数
銀行等	12	124
信用金庫等	12	66
農林中央金庫等	6	102
証券会社	5	9
保険会社等	21	39
社内預金実施企業	49	50
その他の金融機関等	4	24
合 計	109	414

(注) 1. 営業所数とは、地方税法第24条第8項に規定する営業所等のうち、実際に特別徴収の事務を行うものの数である。

2. その他の金融機関等とは、漁業協同組合等である。

2. 事業税

(1) 個人事業税

(イ) 第1種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事 業 主 控 除 額 ②	差引課税 所得金額 ①－②
	所得税 課税者	所得税 失格者	計	所 得 税 課 税 者	所 得 税 失 格 者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
物品販売業	682	20	702	3,943,781	66,977	4,010,758	2,004,632	2,006,126
不動産貸付業	1,203	13	1,216	8,724,846	45,934	8,770,780	3,498,133	5,272,647
製造業	416	17	433	2,221,579	56,932	2,278,511	1,242,170	1,036,341
運送業	61	-	61	309,116	-	309,116	175,209	133,907
請負業	2,293	40	2,333	12,544,453	131,105	12,675,558	6,706,750	5,968,808
印刷業	7	1	8	33,191	4,468	37,659	23,200	14,459
旅館業	12	-	12	79,837	-	79,837	31,901	47,936
飲食店業	229	4	233	1,064,215	13,092	1,077,307	656,131	421,176
周旋業	30	-	30	172,926	-	172,926	81,684	91,242
代理業	47	1	48	208,716	4,378	213,094	136,300	76,794
問屋業	26	3	29	134,640	11,389	146,029	83,617	62,412
その他の事業	177	2	179	993,960	6,797	1,000,757	515,235	485,522
合 計	5,183	101	5,284	30,431,260	341,072	30,772,332	15,154,962	15,617,370

(ロ) 第2種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事 業 主 控 除 額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得税 課税者	所得税 失格者	計	所 得 税 課 税 者	所 得 税 失 格 者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
畜 産 業	6	-	6	52,014	-	52,014	17,400	34,614
水 産 業	9	-	9	76,463	-	76,463	26,100	50,363
薪 炭 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	15	-	15	128,477	0	128,477	43,500	84,977

(ハ) 第3種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事 業 主 控 除 額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得税 課税者	所得税 失格者	計	所 得 税 課 税 者	所 得 税 失 格 者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
医 業	47	-	47	497,371	-	497,371	136,300	361,071
司 法 書 士 業	51	1	52	332,461	3,335	335,796	150,800	184,996
税 理 士 業	75	-	75	828,392	-	828,392	217,500	610,892
設 計 監 督 者 業	70	1	71	411,420	3,545	414,965	205,900	209,065
デ ザ イ ン 業	45	-	45	203,655	-	203,655	127,842	75,813
諸 芸 師 匠 業	63	2	65	264,356	7,017	271,373	186,567	84,806
理 容 業	42	5	47	171,421	16,256	187,677	136,059	51,618
美 容 業	142	5	147	624,538	18,706	643,244	422,193	221,051
ク リ ー ニ ン グ 業	7	1	8	32,144	3,119	35,263	23,200	12,063
歯 科 技 工 士 業	33	1	34	162,550	3,312	165,862	98,600	67,262
土 地 家 屋 調 査 士 業	52	1	53	418,371	3,155	421,526	153,700	267,826
そ の 他 の 事 業	368	5	373	2,927,178	16,669	2,943,847	1,071,793	1,872,054
合 計	995	22	1,017	6,873,857	75,114	6,948,971	2,930,454	4,018,517

- (注) 1. この調は令和3年度において課税したもの(減免したものは除く。)の現年課税分について作成した。
2. 1人で2以上の事業を兼業するものについては、主たる事業欄に計上した。
3. 2以上の都道府県に分割する個人については、本県に主たる事業所が存在するものについて計上した。

(二) 分割個人の所得金額

区 分	本 県 本 店 分				他 県 本 店 分	
	課 税 人 員	課 税 標 準 額			課 税 人 員	分割を受けた 課税標準額
		当 該 県 分	他 の 県 分	計		
	人	千円	千円	千円	人	千円
第 1 種 事 業	13	36,352	24,754	61,106	10	11,245
第 2 種 事 業	-	-	-	-	-	-
第 3 種 事 業	3	2,411	3,954	6,365	4	12,199
合 計	16	38,763	28,708	67,471	14	23,444

(注) 1. この調は令和3年度において課税したもの（減免したものは除く。）の現年課税分について作成した。

(ホ) 事業専従者

区 分	青色申告			白色申告			計		
	納税者数	専従者数	給与額	納税者数	専従者数	給与額	納税者数	専従者数	給与額
	人	人	千円	人	人	千円	人	人	千円
第 1 種 事 業	3,976	2,265	4,796,623	1,308	247	188,300	5,284	2,512	4,984,923
第 2 種 事 業	14	6	11,060	1	-	-	15	6	11,060
第 3 種 事 業	904	482	1,499,737	73	13	10,820	977	495	1,510,557
あん摩 業等	32	21	46,840	8	1	860	40	22	47,700
合計	4,926	2,774	6,354,260	1,390	261	199,980	6,316	3,035	6,554,240

- (注) 1. この調は令和3年度において課税したもの（減免したものは除く。）の現年課税分について作成した。
 2. 1人で2以上の事業を兼業するものについては主たる事業欄に計上した。
 3. 2以上の都道府県に分割する個人については、本県に主たる事業所が存在するものについて計上した。

(へ) 所得税階層別

区分	300万円以下		300万円を超え 310万円以下		310万円を超え 320万円以下		320万円を超え 330万円以下		330万円を超え 340万円以下		340万円を超え 350万円以下		350万円を超え 360万円以下		360万円を超え 370万円以下		370万円を超え 380万円以下			
	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円		
第一種業	所得税課税者	222	652,902	180	547,317	193	604,469	175	569,696	154	514,790	169	580,091	147	520,530	145	527,545	164	610,544	
	所得税失格者	12	35,362	11	33,396	6	18,926	5	16,269	9	29,306	7	14,625	7	22,209	6	18,535	8	29,912	
計	234	688,264	191	580,713	199	623,395	180	585,965	163	544,096	175	594,716	154	542,739	151	546,080	151	640,456	172	640,456
第二種業	所得税課税者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第三種業	所得税課税者	37	107,386	39	118,504	39	122,588	24	75,918	31	103,914	35	120,811	27	95,966	19	68,483	32	119,796	
	所得税失格者	4	11,797	3	9,447	3	9,447	2	6,462	4	13,303	1	3,405	1	3,545	-	-	1	3,709	
計	41	119,183	39	118,504	42	132,035	26	82,380	35	117,217	36	124,216	28	99,511	19	68,483	33	123,505		
第二種業	所得税課税者	2	5,942	2	5,345	2	6,287	4	13,024	1	3,390	1	3,499	4	14,200	3	10,863	1	3,726	
	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2,220	1	3,484	-	-	-	-	-	-	
計	2	5,942	2	5,345	2	6,287	4	13,024	2	5,610	2	6,983	4	14,200	3	10,863	1	3,726		
小計	43	125,125	41	123,849	44	138,322	30	95,404	37	122,827	38	131,199	32	113,711	22	79,346	34	127,231		
合計	所得税課税者	261	766,230	221	671,166	234	733,344	203	658,638	186	622,094	206	707,876	178	630,696	167	606,891	197	734,066	
	所得税失格者	16	47,159	11	33,396	9	28,373	7	22,731	14	44,829	8	21,514	8	25,764	6	18,535	9	33,621	
計	277	813,389	232	704,562	243	761,717	210	681,369	200	666,923	214	729,390	186	656,450	173	625,426	206	767,687		

区分	380万円を超え 390万円以下		390万円を超え 400万円以下		400万円を超え 500万円以下		500万円を超え 600万円以下		600万円を超え 700万円以下		700万円を超え 1000万円以下		1000万円を 超えるもの		合計		
	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円	人員	所得金額 千円									
第一種業	所得税課税者	129	491,872	123	481,391	1,045	4,649,458	671	3,619,703	427	2,732,228	721	5,863,771	518	7,464,953	5,183	30,431,260
	所得税失格者	7	23,363	2	5,263	15	59,513	3	12,103	1	6,072	3	16,218	-	-	101	341,072
計	136	515,235	125	486,654	1,060	4,708,971	674	3,631,806	428	2,738,300	724	5,879,989	518	7,464,953	5,284	30,772,332	
第二種業	所得税課税者	1	3,833	-	-	-	-	1	5,780	1	6,268	6	46,777	5	62,344	15	128,477
	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1	3,833	-	-	-	-	1	5,780	1	6,268	6	46,777	5	62,344	15	128,477	
第三種業	所得税課税者	23	88,652	26	102,626	147	651,198	111	609,891	73	469,607	134	1,091,884	161	2,763,549	958	6,710,773
	所得税失格者	1	3,834	-	-	1	4,039	1	5,548	-	-	-	-	-	19	65,089	
計	24	92,486	26	102,626	148	655,237	112	615,439	73	469,607	134	1,091,884	161	2,763,549	977	6,775,862	
第二種業	所得税課税者	-	-	-	-	7	30,981	2	10,791	4	25,281	3	19,272	1	10,483	37	163,084
	所得税失格者	-	-	-	-	1	4,321	-	-	-	-	-	-	-	3	10,025	
計	-	-	-	-	8	35,302	2	10,791	4	25,281	3	19,272	1	10,483	40	173,109	
小計	24	92,486	26	102,626	156	690,539	114	626,230	77	494,888	137	1,111,156	162	2,774,032	1,017	6,948,971	
合計	所得税課税者	153	584,357	149	584,017	1,199	5,331,637	785	4,246,165	505	3,233,384	864	7,021,704	685	10,301,329	6,193	37,433,594
	所得税失格者	8	27,197	2	5,263	17	67,873	4	17,651	1	6,072	3	16,218	-	-	123	416,186
計	161	611,554	151	589,280	1,216	5,399,510	789	4,263,816	506	3,239,456	867	7,037,922	685	10,301,329	6,316	37,849,780	

(注) 1. この欄は令和元年において課税したもの(減免したものを除く。)の現年課税分について作成した
 2. 1人で2以上の事業を兼業するものについては、主たる事業欄に計上した
 3. 所得金額は事業主控除前の年所得金額であり、また、中途廃業者分は、年所得に換算した所得区分欄に計上した
 4. 2以上の都道府県に分割する個人については、本県に主たる事業所が存在するものについて計上した

(2) 法人事業税
(イ) 事業税額等

区分	現 事 業 年 度 分										過 事 業 年 度 分			合計 ⑦+⑧	当該年度に おいての 生 産 運 出 額 千円	
	確 定 額		確 定 事 業 税 額 に 対 応 する 前 年 度 分 の 額		確 定 申 告 が 翌 年 度 に な る 中 間 申 告 額		確 定 申 告 期 限 が 翌 年 度 と な る 見 込 納 付 額		中 間 納 付 額 の 歳 出 還 付 額		調 定 額 ①+②-③ +④+⑤+⑥ ⑦	所 得 (取 入) 額	調 定 額 ⑧			
	事 業 年 度 数	額	事 業 年 度 数	額	事 業 年 度 数	額	事 業 年 度 数	額	前 年 度 比 入 り 上 げ 額	当 年 度 比 下 げ 額						
	確 定 申 告 が あ っ た も の ①	税 額	確 定 申 告 が あ っ た も の ②	税 額	確 定 申 告 が あ っ た も の ③	税 額	確 定 申 告 が あ っ た も の ④	税 額	⑤	⑥						
普 通 法 人	705	1,568,596	2	9,451	401,280	237	550,105	-	-	42,726	-	1,769,598	277,864	1,289	1,770,887	
他 県 本 店 分	2,795	3,268,715	32	112,288	836,467	1,002	992,014	-	-	73,452	-	3,610,002	901,678	25,109	3,635,111	
県 内 法 人	10,729	2,945,808	64	905	982,931	1,835	1,158,260	-	-	175,665	-	3,297,707	541,653	22,482	3,320,189	
小 計 (A)	14,229	7,783,119	64	122,644	2,220,678	3,074	2,700,379	-	-	291,843	-	8,677,307	1,721,195	48,880	8,726,187	
特 別 法 人 (B)	963	652,150	1	-	-	-	-	-	-	-	-	652,150	42,147	2,401	654,551	
公 益 法 人 等 (C)	506	81,088	-	-	-	-	-	-	-	-	-	81,088	12,829	766	81,854	
人 格 な き 社 団 等 (D)	104	1,758	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,758	844	30	1,788	
清 算 法 人 (E)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特 定 信 託 (F)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法 人 課 税 信 託 (G)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計 (H)	15,802	8,518,115	64	122,644	2,220,678	3,074	2,700,379	3,251	2,700,379	291,843	-	9,412,303	1,777,015	52,077	9,464,380	
収 入 金 額 課 税 分 (I)	173	2,084,330	1	349	1,360,683	38	1,022,822	96	1,022,822	1,077,179	-	2,823,997	-	3,054	2,827,051	
課 税 標 準 の 特 例 に よ る 課 税 分 (J)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外 形 対 象 法 人 分 (K)	748	7,452,694	36	181,547	2,944,088	583	3,110,849	576	3,110,849	62,742	-	7,863,744	-	58,155	7,921,899	
事 業 税 計 (L)	16,723	18,055,139	64	304,540	6,525,449	3,695	6,834,050	3,923	6,834,050	1,431,764	-	20,100,044	-	113,286	20,213,330	
特 別 法 人 事 業 税 分 (M)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,137	28,137	
地 方 法 人 特 別 税 分 (N)	16,723	7,798,210	24	176,056	2,274,629	3,695	2,520,273	3,923	2,520,273	364,927	-	8,584,837	-	30,727	8,615,564	
合 計 (L)+(M)+(N)	16,723	25,853,349	88	480,596	8,800,078	3,695	9,354,323	3,923	9,354,323	1,796,691	-	28,684,881	-	172,150	28,857,031	502,807

- (注) 1. この調は令和3年度において確定したものの(減免したものは除く。)について⑦までは現事業年度分、⑧については過事業年度分として作成した。
2. 確定申告のない中間申告分の税額は②に計上した。
3. 事業年度数は1年、6ヶ月の事業年度区分にかかわらず、それぞれを1件として計上した。
4. ⑩には中間納付額の歳出還付額は含まない。

(ロ) 所得階層別

区 分	欠 損 法 人	年所得400万円 以下のもの		年所得400万円超 800万円以下		年所得800万円超 1,000万円以下		年所得1,000万円超 5,000万円以下			
		事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	
											千円
事業 年度二 回法人	分割 法人	軽減税率 適用法人 (A)	-	-	-	-	-	-	-	-	
		その他 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	県内法人 (C)	-	-	-	-	-	-	-	-		
	計 (A)+(B)+(C) (D)	-	-	-	-	-	-	-	-		
事業 年度一 回法人	分割 法人	軽減税率 適用法人 (E)	311	92	133,505	37	223,289	16	142,429	101	2,380,365
		その他 (F)	31	1	2,640	4	21,399	-	-	19	547,174
	県内法人 (G)	6,503	2,260	3,398,992	666	3,838,031	203	1,817,656	870	16,959,426	
	計 (E)+(F)+(G) (H)	6,845	2,353	3,535,137	707	4,082,719	219	1,960,085	990	19,886,965	
合 計 (D)+(H)	6,845	2,353	3,535,137	707	4,082,719	219	1,960,085	990	19,886,965		

区 分	年所得5,000万円超 1億円以下		年所得1億円超 10億円以下		年所得10億円 を超えるもの		合 計			
	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額		
									千円	千円
事業 年度二 回法人	分割 法人	軽減税率 適用法人 (A)	-	-	-	-	-	-		
		その他 (B)	-	-	-	-	-	-		
	県内法人 (C)	-	-	-	-	-	-			
	計 (A)+(B)+(C) (D)	-	-	-	-	-	-			
事業 年度一 回法人	分割 法人	軽減税率 適用法人 (E)	32	2,163,470	25	4,760,469	1	3,668,237	615	13,471,764
		その他 (F)	13	950,353	35	11,056,434	10	20,390,773	113	32,968,773
	県内法人 (G)	142	9,848,338	106	23,439,648	3	5,991,184	10,753	65,293,275	
	計 (E)+(F)+(G) (H)	187	12,962,161	166	39,256,551	14	30,050,194	11,481	111,733,812	
合 計 (D)+(H)	187	12,962,161	166	39,256,551	14	30,050,194	11,481	111,733,812		

- (注) 1. この調は令和3年度において確定した普通法人の現事業年度分（減免したものは除く。）について作成した。
2. 「事業年度数年2回法人」の所得区分については、「年所得400万円以下」欄には、200万円以下のものを計上し、以下の所得についても同様に計上した。
3. 分割法人については本県に主たる事務所等を有する法人について所得総額により計上した。

(ハ) 分割法人の所得（収入）金額

区 分	本 県 本 店 分			他 県 本 店 分			合 計		
	法人数 ①	事 業 年 度 数 ②	所 得 (収 入) 金 額③ 千円	法人数 ④	事 業 年 度 数 ⑤	所 得 (収 入) 金 額⑥ 千円	法人数 ①+④	事 業 年 度 数 ②+⑤	所 得 (収 入) 金 額③+⑥ 千円
所 得 課 税 分	723	728	45,578,256	3,464	3,496	143,808,696	4,187	4,224	189,386,952
(外形対象法人以外)	700	705	22,778,654	2,766	2,795	54,469,160	3,466	3,500	77,247,814
(外形対象法人)	23	23	22,799,602	698	701	89,339,536	721	724	112,139,138
収 入 金 額 課 税 分	4	4	9,116	35	35	213,979,611	39	39	213,988,727

- (注) 1. この調は令和3年度において認定した分割法人のうち普通法人について作成した。
 2. 法人数は、6ヶ月決算法人については、2事業年度をもって1とし、事業年度数は1年、6ヶ月の区分にかかわらずそれぞれ事業年度ごとに1として計上した。

(二) 資本金別法人数

区 分 資本金別	分 割 法 人							県 内 法 人			合 計			そ の 他				
	利益法人			欠損法人				小 計 ① + ②	利 益 法 人 ④	欠 損 法 人 ⑤	小 計 ④ + ⑤	利 益 法 人 ① + ④	欠 損 法 人 ② + ⑤	計 ③ + ⑥	不 申 告 法 人	休 業 中 の 法 人	清 算 中 の 法 人	所 在 不 明 法 人
	2 の 県 に ま た が る も の	3 以 上 の 県 に ま た が る も の	計 ①	2 の 県 に ま た が る も の	3 以 上 の 県 に ま た が る も の	計 ②	③											
300万円未満	19	3	22	46	6	52	74	841	1,517	2,358	863	1,569	2,432	197	-	58	-	
300万円以上1,000万円未満	84	10	94	113	11	124	218	2,137	3,506	5,643	2,231	3,630	5,861	177	-	103	-	
1,000万円	70	25	95	48	21	69	164	641	989	1,630	736	1,058	1,794	25	-	34	-	
1,000万円超5,000万円未満	64	33	97	46	18	64	161	509	405	914	606	469	1,075	18	-	17	-	
5,000万円以上 1億円未満	25	28	53	17	9	26	79	93	76	169	146	102	248	6	-	2	-	
1億円	X	5	X	X	2	X	X	X	4	X	X	X	24	1	-	-	-	
1億円超 10億円未満	X	X	12	X	X	3	15	16	7	23	28	10	38	-	-	-	-	
10億円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10億円超 50億円未満	-	5	5	-	X	X	X	X	-	X	7	X	X	-	-	-	-	
50億円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
50億円超 100億円未満	-	X	X	-	-	-	X	-	-	-	X	-	X	-	-	-	-	
100億円以上	-	X	X	-	-	-	X	-	-	-	X	-	X	-	-	-	-	
合 計	266	120	386	273	69	342	728	4,250	6,504	10,754	4,636	6,846	11,482	424	-	214	-	

- (注) 1. この調は令和3年度において確定した普通法人の現事業年度分(収入金課税法人を除く。)について作成し
 2. 年2回決算法人については上期・下期を通じて欠損の場合に欠損法人として計上し、また、不申告法人についても同様に計上した。
 3. 分割法人については、本県に主たる事務所等を有する法人についてのみ計上した。

(ホ) 資本金及び所得階層別

所得階層 資本金別	年所得400万円 以下のもの		年所得400万円超 800万円以下		年所得800万円超 1,000万円以下		年所得1,000万円超 5,000万円以下		年所得5,000万円超 1億円以下		年所得1億円超 10億円以下		年所得10億円超		合計 法人数 所得金額 税額		
	法人数	所得金額 千円	法人数	所得金額 千円	法人数	所得金額 千円	法人数	所得金額 千円	法人数	所得金額 千円	法人数	所得金額 千円	法人数	所得金額 千円			
300万円未満	1,569	835,974	126	706,791	24	211,364	87	1,612,016	6	410,021	-	-	-	-	2,432	3,776,166	248,907
300万円以上1,000万円未満	3,630	1,962,373	387	2,238,958	106	948,660	377	7,135,290	X	2,319,565	10	1,747,280	X	1,074,672	5,861	17,426,798	1,061,422
1,000万円	1,058	493,802	119	688,807	50	449,996	222	4,953,099	41	2,784,943	24	4,850,013	-	-	1,794	14,220,660	1,241,867
1,000万円超5,000万円未満	469	211,131	69	410,505	32	290,096	244	6,049,450	79	5,453,250	61	12,605,160	-	-	1,075	25,019,592	1,965,791
5,000万円以上1億円未満	102	25,819	5	29,950	6	51,701	49	1,093,108	22	1,590,325	50	13,161,108	-	-	248	15,952,011	1,905,372
1億円	7	-	-	-	-	-	7	225,812	X	167,348	6	1,367,793	X	2,651,367	24	4,412,320	1,359,760
1億円超10億円未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10億円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10億円超50億円未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円超100億円未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	6,835	3,529,099	706	4,075,011	218	1,951,817	986	21,068,775	184	12,725,452	151	33,731,354	X	3,726,039	11,434	80,807,547	7,783,119

(注) 1. この圖は令和3年度において確定した普通法人の理事業年度分(収入金額税法人・外形対象法人を除く。)について作成した。
2. 年2回決算法人については上期・下期の所得の合計額により計上した。
3. 分割法人については、本県に主たる事務所等を有する法人についてはすべてを計上し、それ以外の法人については税額のみを計上した。

(ハ) 収入金額課税法人

区分	分割法人				県内法人				計								
	事業年度数	収入金額 千円	所得金額 千円	付加価値額	資本金等の額	法人数	事業年度数	収入金額 千円	所得金額 千円	付加価値額	資本金等の額	法人数	事業年度数	収入金額 千円	所得金額 千円	付加価値額	資本金等の額
電気供給業 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	1	81,298	100,211	-	-	16	16	332,234	41,140	-	-	17	17	413,532	141,351	-	-
電気供給業 法第72条の2第1項第3号イに掲げる事業	-	-	-	-	-	2	2	1,488,858	591,764	694,703	2,370,000	2	2	1,488,858	591,764	694,703	2,370,000
電気供給業 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる事業	-	-	-	-	-	203	207	6,460,590	1,443,869	-	-	203	207	6,460,590	1,443,869	-	-
ガス供給業	-	-	-	-	-	4	4	1,365,372	428,246	-	-	4	4	1,365,372	428,246	-	-
生命保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
損害保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
少額短期保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貿易保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1	81,298	100,211	-	-	225	229	9,647,054	2,505,019	694,703	2,370,000	226	230	9,728,352	2,605,230	694,703	2,370,000

(注) 1. この調は令和3年度において確定した現事業年度分について作成した。
2. 分割法人については本県に主たる事務所等を有する法人について計上した。

(3) 非課税事業

区分	法人			個人		
	法人数	事業年度数	所得金額 千円	人員数	人員数	所得金額 千円
林業	96	101	118,504	-	-	-
鉱物の掘採事業	13	13	15,506	-	-	-
農業	318	319	955,154	-	-	-
合計	427	433	1,089,164	-	-	-

(注) 1. この調は、法人にあっては現事業年度分、個人にあっては現年課税分について作成した。
2. 分割法人（個人）については本県に主たる事務所等を有するものについて計上した。

3. 地方消費税

(1) 調定額に関する調

(単位：千円)

区 分	前年度2・3月調定額	調 定 額 合 計	左のうち当該年度 2・3月調定額
譲 渡 割	1,866,759	17,867,181	2,261,148
貨 物 割	332,789	1,676,928	256,376
合 計	2,199,548	19,544,109	2,517,524

(2) 清算金収入額、清算金支出額等に関する調

(単位：千円)

区 分	I 期 収 入 支 出 額 等	II 期 収 入 支 出 額 等	III 期 収 入 支 出 額 等	IV 期 収 入 支 出 額 等	収入・支出額 等 合 計
清 算 対 象 額	3,770,174	5,982,780	4,496,767	4,926,856	19,176,577
清算金収入額(A)	4,003,801	6,949,671	4,082,020	5,147,530	20,183,022
清算金支出額(B)	112,867	75,594	420,101	151,859	760,421
差 引 (A)-(B)	3,890,934	6,874,077	3,661,919	4,995,671	19,422,601
地方消費税交付金額	3,830,543	6,428,419	4,079,332	4,961,255	19,299,549

4. 不動産取得税

(1) 家屋

区分	① 価格の全額が 法第73条の15 の2に規定する 免税点に満た ないもの		② 法第73条の14第1項(法附則第11条第8項及び第11項)から第3項まで の全額がこれら規定 に規定する金額以下のもの		③ 法第73条の3から第7条の7まで 及び法附則第10条並びに②に 該当する以外のもの		④ 法第73条の14第6項 から第8項まで及び 第10項から第14項 まで並びに法附則 第11条等の課税標 準の特例(法附則第 11条第8項及び第11 項を除く。)に該当 するもの(②⑤に 該当するものを除 く。)		⑤ 法第73条の14第1項 及び法附則第11条第9項 替えを含む。)から 第3項まで及び第5項 に該当するもの(② を除く。)		⑥ 控除額		⑦ 課税標準の特例を 適用した後の額が 法第73条の15の2 に規定する免税点 に満たないもの		⑧ 課税標準		⑨ 減免等 される 前の 税額		⑩ 法第73条 の31の相 定額									
	件 数	面 積 ㎡	件 数	面 積 ㎡	件 数	面 積 ㎡	1㎡ 当 り 評 価 額 千円	件 数	面 積 ㎡	全 額 控 除 の も の 適 用 件 数 (イ)	控 除 額 千円	件 数	面 積 ㎡	件 数	面 積 ㎡	価 格 千円	住 宅 部 分	住 宅 以 外 の 部 分	件 数	金 額 千円	法第73条 の31の相 定、他法 より減免 等をした もの	千円						
木 造	専用住宅	12	48	1,253	3,225	270,461	25,242,272	895	92,394	96	21,112	522	3	6,356,083	529	6,377,195	65	10,065	11,506	827	2,524,118	1	60	76,442	1	60	76,086	
	併用住宅	-	-	-	-	78	762,742	179	9,722	-	-	36	-	333,725	36	333,725	-	-	-	179	429,017	-	-	14,935	-	-	14,935	
	その他	-	-	-	-	62	2,102,810	258	33,793	-	-	3	-	15,669	3	15,669	-	-	-	258	2,087,141	-	-	83,475	-	-	83,475	
	小計	12	48	1,253	3,225	270,461	26,242,272	1,332	135,909	96	21,112	561	3	6,705,477	568	6,726,589	65	10,065	11,506	1,264	5,040,276	1	60	174,862	1	60	170,145	
継分	117	8,370	7,445	313	39,695	1,038,079	1,741	250,562	15	5,011	6	1	16,682	8	21,693	1	253	52	1,739	3,780,843	13	669	115,889	13	669	115,001		
計(A)	129	8,418	8,698	3,538	310,156	27,280,351	40	386,472	40	26,123	567	4	6,722,159	576	6,748,282	66	10,318	11,558	3,003	8,821,119	14	729	290,741	14	729	285,146		
非 木 造	専用住宅	15	76	1,968	792	48,066	5,406,235	622	25,543	111	-	-	124	-	1,523,000	124	1,523,000	9	1,112	1,916	613	1,316,612	-	-	39,581	-	32	39,549
	併用住宅	-	-	-	-	122	734,062	147	5,996	122	-	-	2	-	25,000	2	25,000	-	-	-	147	709,062	580,480	128,582	22,560	-	22,560	
	その他	7	175	1,264	-	100	16,708,584	281	166,844	100	118,053	1	-	8,126	4	126,179	-	-	-	281	16,582,405	13,784	16,568,621	663,152	2	9,374	161,954	
	小計	22	251	3,232	792	48,066	5,406,235	1,050	198,383	202	118,053	127	-	1,556,126	130	1,674,179	9	1,112	1,916	1,041	18,608,079	1,910,876	16,697,203	725,293	2	9,374	161,986	
継分	9	1,402	487	202	19,400	1,037,951	800	264,313	31	-	-	3	-	12,775	3	12,775	-	-	-	800	8,151,200	3,486,272	4,664,928	291,151	7	686	290,495	
計(B)	31	1,653	3,719	994	67,466	6,444,186	61	462,696	133	118,053	130	-	1,568,901	133	1,686,954	9	1,112	1,916	1,841	26,759,279	5,397,148	21,362,131	1,016,444	9	10,030	161,986		
合計(A)+(B)	160	10,071	12,417	4,532	377,622	33,724,537	52	849,168	709	144,176	697	4	8,291,060	709	8,435,236	75	11,430	13,474	4,844	35,580,398	11,682,080	23,898,318	1,307,185	23	10,759	166,852		

(注) 1. 件数は1戸(共同住宅等にあつては、独立的に区分された一の部分)を1件とし、一棟となるべき住宅が木造部分と非木造部分とからなっている場合は、その主たるものについて1件として計上(面積、価額も同様)とした。
2. 併用住宅には住宅部分とそれ以外の部分とがある家屋を記載したが、住宅部分が徒らなるものは、「その他」に計上した。

(2) 土 地

区 分	価額の全額が法第73条の15の2の規定による免税点に満たないもの			法第73条の14第6項から第10項まで及び第14項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当し、全額額控除されたもの			法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①②に該当する以外のもの		
	①			②			③		
	件数	面積 ㎡	価 格 千円	件数	面積 ㎡	価 格 千円	件 数	面積 ㎡	価 格 千円
住宅用宅地	473	76,407	16,379	4	1,185	10,825	7,294	7,234,509	23,698,927
上記以外の宅地	30	4,199	1,301	-	-	-	221	392,427	804,177
農 地	308	166,414	10,579	1	3,311	562	507	2,206,129	258,176
山 林	217	288,531	6,777	-	-	-	114	1,543,811	44,497
そ の 他	167	165,101	3,710	-	-	-	19	231,010	15,270
計	1,195	700,651	38,746	5	4,496	11,387	8,155	11,607,886	24,821,047

区 分	法第73条の14第6項及び第14項並びに法附則第11条等の特例に該当しないもの		課税標準の特例を適用した後の額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの			課税標準額 ③-④-⑤ ⑥	減免等される前の税額 ⑦	法第73条の24の規定により全額減額されるもの ⑧	
	件数	控除額 千円	件数	面積 ㎡	価 格 千円			件数	減額した額 千円
住宅用宅地	6	8,320	1	86	-	23,690,607	710,116	1,118	50,274
上記以外の宅地	-	-	-	-	-	804,177	24,115	-	-
農 地	174	37,929	12	19,339	1,022	219,225	6,554	-	-
山 林	-	-	-	-	-	44,497	1,329	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	15,270	457	-	-
計	180	46,249	13	19,425	1,022	24,773,776	742,571	1,118	50,274

区 分	法第73条の24の規定に該当したもので⑧以外のもの ⑨		⑦のうち、法第73条の25の規定の適用により徴収猶予をしているもの		⑦のうち、法附則第62条第2項の規定の適用により徴収猶予をしているもの		法第73条の27の2から法第73条の27の7まで並びに法附則第11条の4、第12条の規定により減額、納税義務の免除をしたもの ⑩		法第73条の31、他法の規定による減免等 ⑪		調 定 額 ⑦-⑧-⑨-⑩-⑪ 千円
	件数	減額した額 千円	件数	減額した額 千円	件数	減額した額 千円	件数	減額した額 千円	件数	減額した額 千円	
住宅用宅地	1,220	77,667	-	-	-	-	1	11	30	3,163	579,001
上記以外の宅地	-	-	-	-	-	-	-	-	5	304	23,811
農 地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,554
山 林	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,329
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	457
計	1,220	77,667	-	-	-	-	1	11	35	3,467	611,152

5. 県たばこ税

(単位：本、円)

区 分	県内で売り渡された 製造たばこの本数	税 額
4 月	86,254,562	86,259,615
5 月	82,344,478	82,347,719
6 月	80,491,448	80,491,448
7 月	84,639,290	84,639,290
8 月	84,964,730	84,964,730
9 月	82,990,936	82,990,936
10 月	107,758,398	107,769,289
11 月	65,487,578	70,073,256
12 月	78,453,413	84,204,061
1 月	89,640,131	95,914,938
2 月	73,734,126	81,951,731
3 月	72,488,234	77,554,691
合 計	989,247,324	1,019,161,704

(注) 本数は手持品課税及び普通徴収分を除く

6. ゴルフ場利用税

(単位：人、千円)

区 分	税 率	施 設 数	利用人員	調 定 額
ゴ ル フ 場	1,200円	-	-	-
	1,100円以上 1,200円未満	-	-	-
	1,000円以上 1,100円未満	-	-	-
	800円超 1,000円未満	-	-	-
	800円	-	-	-
	600円以上 800円未満	-	-	-
	400円以上 600円未満	-	-	-
	400円未満	-	-	-
	小 計	-	-	-
	1,200円	-	-	-
1,100円以上 1,200円未満	-	-	-	
1,000円以上 1,100円未満	-	-	-	
800円超 1,000円未満	-	-	-	
800円	-	-	-	
600円以上 800円未満	-	-	-	
400円以上 600円未満	16	715,621	283,978	
400円未満	-	-	-	
小 計	16	715,621	283,978	
18ホール未満 9ホールを 超えるもの	500円以上	-	-	-
400円以上 500円未満	-	-	-	
300円以上 400円未満	-	-	-	
300円未満	-	-	-	
小 計	-	-	-	
9ホール	500円以上	-	-	-
400円以上 500円未満	-	-	-	
300円以上 400円未満	-	-	-	
300円未満	8	157,272	20,980	
小 計	8	157,272	20,980	
合 計		24	872,893	304,958

(注) 「施設数」欄は、令和4年2月末日現在で記載した。

7. 自動車税

(1) 環境性能割 (令和3年度)

(イ) 新車

(単位：台、千円)

区分	又新規は登録・新出規台数	新規登録・新出規検査	及び非課税・課税免除、減免	に②の係る減免台数等	課税台数	取得価額	に(パー)係るA・S・Vの特例	課税標準額	税額
	①	②			①-② ③	④	⑤	④-⑤	
乗用車	普通車	7,331	4,341	6	2,990	10,155,355	-	10,155,355	217,554
	小型車	5,538	2,667	48	2,871	5,263,731	-	5,263,731	105,052
	計	12,869	7,008	54	5,861	15,419,086	-	15,419,086	322,606
トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	1,059	601	-	458	3,363,600	315,000	3,048,600	31,582
	けん引車	39	-	-	39	457,060	-	457,060	3,883
	被けん引車	63	1	-	62	207,024	-	207,024	4,519
	貨客兼用車	807	433	-	374	847,699	-	847,699	16,116
	計	1,968	1,035	-	933	4,875,383	315,000	4,560,383	56,100
バス	普通	41	17	-	24	241,702	118,000	123,702	2,049
	特殊用途車	512	224	23	288	2,182,958	161,000	2,021,958	23,300
	合計	15,390	8,284	77	7,106	22,719,129	594,000	22,125,129	404,055
軽自動車	四輪乗用車	12,597	10,764	1	1,833	2,917,449	-	2,917,449	32,091
	四輪トラック	3,690	340	12	3,350	3,442,516	-	3,442,516	68,267
	三輪車	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	16,287	11,104	13	5,183	6,359,965	-	6,359,965	100,358
総計	31,677	19,388	90	12,289	29,079,094	594,000	28,485,094	504,413	

(ロ) 中古車

(単位：台、千円)

区 分	又新規 は登録・ 届出・新 規検査 数	移 転 登 録 台 数	の(軽自動車 の軽自動車 に届出済 に係るもの の)	計 ①+②+③ ④	及非課税・ 免税点以下 の減免 数	係⑤の うち身体 障害者等 に 減免 数	課 税 台 数	取 得 価 額	課 税 標 準 額	税 額
							④-⑤ ⑥	⑦	⑦-⑧	⑨
乗普通車 用小型車 計	3,056	11,908	253	15,217	13,794	6	1,423	1,928,901	1,928,901	41,251
	2,390	8,773	195	11,358	10,855	3	503	404,803	404,803	7,594
乗普通車 用小型車 計	5,446	20,681	448	26,575	24,649	9	1,926	2,333,704	2,333,704	48,845
トけん引車・被けん 引車・貨客兼用車 を除いたもの ラけん引車 被けん引車 ツ貨客兼用車 ク計	578	2,544	41	3,163	3,015	-	148	310,195	310,195	3,330
	25	27	-	52	50	-	2	5,575	5,575	40
	21	80	-	101	99	-	2	16,425	16,425	329
	351	332	6	689	660	-	29	28,095	28,095	506
トけん引車 被けん引車 ツ貨客兼用車 ク計	975	2,983	47	4,005	3,824	-	181	360,290	360,290	4,205
車バ ス 特殊用途車 合 計	23	61	1	85	79	-	6	6,126	6,126	151
	157	822	41	1,020	987	1	33	67,119	67,119	751
車バ ス 特殊用途車 合 計	6,601	24,547	537	31,685	29,539	10	2,146	2,767,239	2,767,239	53,952
軽四輪乗用車 自四輪トラック 動三輪車 車合 計	4,984	33,016	1,120	39,120	38,927	6	193	128,540	128,540	1,361
	1,231	7,741	213	9,185	9,125	1	60	34,321	34,321	657
	3	26	4	33	33	-	-	-	-	-
軽四輪乗用車 自四輪トラック 動三輪車 車合 計	6,218	40,783	1,337	48,338	48,085	7	253	162,861	162,861	2,018
総 計	12,819	65,330	1,874	80,023	77,624	17	2,399	2,930,100	2,930,100	55,970

(ハ) 取得価額段階別調定額

(単位：千円)

区 分	50万円超 100万円以下	100万円超 150万円以下	150万円超 200万円以下	200万円超 250万円以下	250万円超 300万円以下	300万円超	合 計
	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額
新 車	32,876	60,066	97,948	62,389	46,737	204,397	504,413
区 分	50万円超 70万円以下	70万円超 90万円以下	90万円超 110万円以下	110万円超 130万円以下	130万円超 150万円以下	150万円超	合 計
	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額
中 古 車	8,940	7,485	6,067	4,220	3,848	25,410	55,970

(単位：台、千円)

(二) 取得価額段階別 (新車)

区分	50万円以下		50万円を超え 100万円以下のもの		100万円を超え 150万円以下のもの		150万円を超え 200万円以下のもの		200万円を超え 250万円以下のもの		250万円を超え 300万円以下のもの		300万円を超えるもの		合計	
	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額
乗用車	17	665	1	1,215	268	497,347	490	1,112,366	661	1,824,253	1,569	6,719,509	2,990	10,155,355		
	2	-	500	665,583	1,599	2,873,996	687	1,482,316	61	163,392	24	78,444	2,871	5,263,731		
計	19	665	501	666,798	1,867	3,371,343	1,177	2,594,682	722	1,987,645	1,593	6,797,953	5,861	15,419,086		
けん引車	14	-	-	-	38	69,375	63	143,128	32	87,161	325	3,063,936	458	3,363,600		
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	457,060	39	457,060		
けん引車	1	21,806	-	-	-	-	-	-	4	11,040	23	174,178	62	207,024		
貨客兼用車	1	-	126	170,077	47	79,753	45	98,423	53	146,569	103	352,877	374	847,699		
計	16	21,806	126	170,077	85	149,128	108	241,551	89	244,770	490	4,048,051	933	4,875,383		
バス	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	241,702	24	241,702		
特殊用途車	21	1,640	4	5,292	35	59,725	5	11,113	19	53,858	223	2,051,330	288	2,182,958		
合計	57	24,111	631	842,167	1,987	3,580,196	1,290	2,847,346	830	2,286,273	2,330	13,139,036	7,106	22,719,129		
軽四輪乗用車	-	-	490	666,724	1,141	1,917,505	98	207,165	17	46,885	2	6,350	1,833	2,917,449		
自四輪トラック	8	1,706	1,583	1,788,790	58	95,600	3	6,480	-	-	-	-	3,350	3,442,516		
三輪車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合計	8	1,791	2,073	2,455,514	1,199	2,013,105	101	213,645	17	46,885	2	6,350	5,183	6,359,965		
総計	65	1,829	2,704	3,297,681	3,186	5,593,301	1,391	3,060,991	847	2,333,158	2,332	13,145,386	12,289	29,079,094		

(二) 取得価額段階別 (中古車)

(単位: 台、千円)

区分	50万円以下		50万円を超え 70万円以下のもの		70万円を超え 90万円以下のもの		90万円を超え 110万円以下のもの		110万円を超え 130万円以下のもの		130万円を超え 150万円以下のもの		150万円を超えるもの		合計	
	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額	台数	取得価額
乗用車	9,712	227,352	272	216,868	182	182,910	120	143,916	108	151,109	359	1,006,746	1,423	1,928,901		
	7,938	119,625	150	118,138	84	82,504	49	57,424	11	15,297	7	11,815	503	404,803		
計	17,650	346,977	422	335,006	266	265,414	169	201,340	119	166,406	366	1,018,561	1,926	2,333,704		
ト	2,108	22,165	21	16,380	11	11,015	7	8,370	11	15,365	60	236,900	148	310,195		
	39	-	1	795	-	-	-	-	-	-	1	4,780	2	5,575		
ラ	88	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	16,425	2	16,425		
ッ	628	5,493	4	3,071	8	7,818	5	6,170	-	-	3	5,543	29	28,095		
ク	2,863	27,658	26	20,246	19	18,833	12	14,540	11	15,365	66	263,648	181	360,290		
バス	68	1,290	2	1,590	-	-	-	-	-	-	2	3,246	6	6,126		
特殊用途車	568	7,635	3	2,255	1	993	1	1,206	2	2,635	13	52,395	33	67,119		
合計	21,149	383,560	453	359,097	286	285,240	182	217,086	132	184,406	447	1,337,850	2,146	2,767,239		
軽四輪乗用車	33,960	73,445	63	48,335	5	4,940	-	-	-	-	1	1,820	193	128,540		
自四輪トラック	8,130	31,246	4	3,075	-	-	-	-	-	-	-	-	60	34,321		
動三輪車	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
車合計	42,120	104,691	67	51,410	5	4,940	-	-	-	-	1	1,820	253	162,861		
総計	63,269	488,251	520	410,507	291	290,180	182	217,086	132	184,406	448	1,339,670	2,399	2,930,100		

(単位：台、千円)

(2) 種別割 (令和3年度)

区分	賦課					現 在				年 度 末 現 在							
	登録台数	台数	非課税台数	減税の 免除台数 及び	② 数差引 課税台	③ 課税台	④ 調定額	⑤⑥のうちグリーン化税制に係るもの		登録台数	非課税台数	減税 免除台数 及び	⑭ に身⑬ に係る障ら も害ら の者等	課税台数	調定額		
								⑦ 台数	⑧ 調定額							⑨ 台数	⑩ 調定額
乗 車	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
	1,000cc以下	2	2	-	2	15	-	-	-	-	2	-	-	-	2	21	
	1,000cc超1,500cc以下	89	89	-	89	652	3	29	18	45	104	-	-	-	103	688	
	1,500 " 2,000 "	859	855	-	855	8,551	316	3,445	2	5	807	-	-	-	805	8,434	
	2,000 " 2,500 "	27	27	-	27	378	8	126	1	4	25	-	-	-	25	373	
	2,500 " 3,000 "	123	123	5	118	1,956	50	900	1	4	124	5	-	-	119	2,015	
	3,000 " 6,000 "	4	4	-	4	90	3	72	-	-	4	-	-	-	4	90	
	6,000cc超	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	1,104	1,100	5	1,095	11,642	380	4,572	22	58	1,066	5	-	-	1,058	11,621	
	自 用	12,526	12,027	31	458	345,562	1,151	39,019	-	-	11,882	31	452	450	10,907	335,564	
用 車	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
	1,000cc超1,500cc以下	100,336	97,690	344	3,573	3,309,335	14,008	554,717	-	-	93,700	321	3,311	3,273	87,462	3,197,815	
	1,500 " 2,000 "	79,866	75,145	353	2,159	2,951,635	13,735	623,569	-	-	77,103	334	2,019	1,961	70,113	2,885,387	
	2,000 " 2,500 "	30,398	28,512	125	971	1,288,378	7,967	411,894	-	-	28,499	119	922	902	25,616	1,243,365	
	2,500 " 3,000 "	8,215	6,797	44	34	363,841	4,187	236,673	-	-	7,572	42	32	-	6,110	348,759	
	3,000 " 6,000 "	7,158	6,345	17	4	435,668	2,624	196,792	-	-	6,630	17	4	-	5,811	420,311	
	6,000cc超	56	54	-	54	6,210	13	1,659	-	-	59	-	-	-	57	6,261	
	小 計	238,555	226,570	914	7,199	8,700,629	43,685	2,064,323	-	-	225,445	864	6,740	6,586	206,076	8,437,462	
	分 新 用 車	4,320	4,320	4	117	4,199	101,033	-	-	263	2,633	6	157	156	6,013	122,217	
	1,000cc超1,500cc以下	8,752	8,752	22	217	8,513	192,251	-	-	3,169	29,260	30	330	329	14,828	267,677	
1,500 " 2,000 "	6,308	6,308	34	120	6,154	171,009	-	-	1,921	18,621	40	182	176	9,264	216,488		
2,000 " 2,500 "	2,190	2,190	3	34	2,153	64,407	-	-	903	10,032	4	58	53	3,569	87,291		
2,500 " 3,000 "	539	539	1	2	536	21,430	-	-	136	1,700	2	-	-	826	27,137		
3,000 " 6,000 "	189	189	3	1	185	9,870	-	-	46	893	3	-	-	322	13,454		
6,000cc超	4	4	-	4	440	-	-	-	-	-	10	-	-	10	641		
小 計	22,302	22,302	67	491	21,744	560,440	-	-	6,438	63,139	85	727	714	34,832	734,905		
計	261,961	249,972	986	7,690	241,296	9,272,711	44,065	2,068,895	6,460	63,197	262,155	954	7,467	7,300	241,966	9,183,988	

(注) 1. 現年課税分について作成した。

2. ⑤⑥のうちグリーン化税制に係るものについては、法附則第12条の3の規定を適用した後の額を計上した。

(単位：台、千円)

区分	賦課期						現在				年度末現在				
	登録台数	台数	非課税のうち 減税の 台数及び	② 数差 引課税 台	③ 減税の 台数及び	④ 台数	⑤ 調定額	⑤⑥のうちグリーン化税制に係るもの		登録台数	非課税台数	⑬ 減税 台数 及び	⑭ に身 に係 る障 害の 者等	課税台数	⑯ 調定額
								⑦ 台数	⑧ 調定額						
ト ラ ック	1トン以下	61	-	61	-	415	30	213	-	58	-	-	-	58	396
	1トン超2トン以下	882	-	878	-	8,213	345	3,415	-	892	-	-	-	885	8,204
	2 " 3 "	1,276	-	1,265	-	15,806	522	6,890	-	1,272	-	-	-	1,261	15,744
	3 " 4 "	778	-	770	-	12,131	387	6,386	-	731	-	-	-	723	11,752
	4 " 5 "	83	-	83	-	1,609	41	832	-	80	-	-	-	80	1,609
	5 " 6 "	72	-	71	-	1,637	34	823	-	69	-	-	-	68	1,621
	6 " 7 "	116	-	116	-	3,116	63	1,764	-	110	-	-	-	110	3,046
	7 " 8 "	183	-	183	-	5,633	81	2,624	-	180	-	-	-	180	5,550
8トン超	3,305	-	3,278	-	174,350	1,166	62,983	-	3,334	-	-	-	3,307	173,980	
トラック	1トン以下	4,311	29	3,917	16	33,509	2,706	23,813	-	4,101	14	7	7	3,714	32,693
	1トン超2トン以下	13,644	94	13,071	32	160,229	8,928	112,493	-	13,411	31	17	17	12,839	158,974
	2 " 3 "	3,989	8	3,905	2	65,458	1,851	32,578	-	4,138	9	1	1	4,055	66,054
	3 " 4 "	2,589	4	2,485	1	53,884	1,399	31,477	-	2,622	4	1	1	2,517	53,452
	4 " 5 "	293	-	286	-	7,720	171	4,788	-	288	-	-	-	283	7,566
	5 " 6 "	85	-	85	-	2,682	44	1,452	-	85	-	-	-	86	2,658
	6 " 7 "	161	-	161	-	5,992	102	3,927	-	173	-	-	-	173	6,154
	7 " 8 "	164	-	161	-	6,901	95	4,228	-	169	-	-	-	167	6,940
8トン超	633	2	579	-	36,247	363	23,328	-	650	2	-	-	596	36,125	
小計	32,625	137	31,355	52	595,532	18,328	324,014	-	32,363	48	27	27	31,102	592,518	

(単位：台、千円)

区 分	賦課期日				現在				年度末現在												
	登録台数	台数	非課税のうち台数	減免税のうち台数及び	②数差引課税台	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑤⑥のうちグリーン化税制に係るもの		登録台数	非課税台数	減免税台数及び	⑭に身体に係る障害もの等	課税台数	調定額		
												台数	調定額							台数	調定額
ト	759	758	-	-	758	-	-	-	11,926	320	5,312	-	-	759	-	-	-	-	758	11,998	
ラ	54	51	-	-	51	-	-	1,092	21	475	-	-	53	-	-	-	-	50	1,077	-	
リ	1,261	1,256	-	-	1,256	-	-	85,139	5	-	-	-	-	1,261	-	-	-	-	1,256	86,194	
ロ	4	4	1	-	3	1	-	11	11	5	-	-	-	4	-	-	-	4	74	-	
ハ	62	59	-	-	59	-	-	4,034	-	98	-	-	-	98	-	-	-	-	95	4,000	
ニ	2,140	2,128	1	-	2,127	1	-	102,207	341	5,787	-	-	-	2,176	-	-	-	2,163	103,343	-	
ホ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ヘ	37	37	-	-	37	-	-	432	16	197	-	-	44	-	-	-	-	43	528	-	
セ	54	53	-	-	53	-	-	752	26	387	-	-	55	-	-	-	-	54	722	-	
ソ	5	4	-	-	4	-	-	53	-	-	-	-	5	-	-	-	-	4	53	-	
タ	4,352	4,240	266	17	3,957	266	-	57,372	521	8,179	-	-	4,417	256	14	4	4	4,039	57,624	-	
チ	7,693	7,164	102	38	7,024	102	-	123,336	3,115	57,359	-	-	7,920	98	41	24	24	7,253	124,276	-	
ツ	12,141	11,498	368	55	11,075	368	-	181,945	3,678	66,122	-	-	12,441	354	55	28	28	11,393	183,203	-	
テ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ト	8	8	-	-	8	-	-	53	6	42	-	-	8	-	-	-	-	8	54	-	
ト	46,914	45,178	506	107	44,565	506	-	879,737	22,353	395,965	-	-	46,988	491	103	55	55	44,666	879,118	-	
ト	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)	(B)

(単位：台、千円)

区分	賦課課税期日現在						年度末現在							
	登録台数	台数	② 非課税のうち 台数	④ 減税のうち 台数及び	⑤ ②数差 引課税台	⑥ 調定額	⑤⑥のうちグリーン化税制に係るもの		登録台数	非課税台数	⑬ 減税 免台数 及び	⑭ に身体 に係る 障ら も者 の等	課税台数	調定額
							⑦ 台数	⑧ 調定額						
バス	30人以下	24	3	-	21	252	-	-	-	24	4	-	20	219
	30人超40人以下	20	5	-	15	218	-	-	-	21	6	-	15	111
	40 " 50 "	17	2	-	15	263	-	-	-	23	2	-	21	88
	50 " 60 "	232	47	-	185	3,700	-	-	-	224	48	-	176	1,693
	60 " 70 "	34	8	1	25	562	-	-	-	30	7	1	22	532
	70 " 80 "	22	2	-	20	510	-	-	-	21	2	-	19	446
	80人超	1	-	-	1	29	-	-	-	1	-	-	1	29
	小計	350	67	1	282	5,534	-	-	-	344	69	1	274	3,118
	30人以下	149	7	-	142	4,026	101	2,939	-	141	6	-	135	3,836
	30人超40人以下	5	-	-	5	170	3	106	-	5	-	-	5	170
40 " 50 "	29	1	-	28	1,136	19	794	-	28	1	-	27	1,098	
50 " 60 "	166	5	-	161	7,502	95	4,598	-	170	5	-	165	7,392	
60 " 70 "	29	1	-	28	1,479	13	722	-	31	1	-	30	1,556	
70 " 80 "	2	-	-	2	125	2	125	-	1	-	-	1	88	
80人超	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	380	14	-	366	14,438	233	9,284	-	376	13	-	363	14,140	
バス	30人以下	1,115	65	56	973	32,567	575	20,156	-	1,051	61	55	913	31,828
	30人超40人以下	38	-	-	38	1,127	25	806	-	38	-	-	38	1,133
	40 " 50 "	36	8	4	24	1,099	19	885	-	32	7	4	21	1,042
	50 " 60 "	15	1	-	12	590	12	590	-	14	1	-	11	581
	60 " 70 "	10	-	-	9	317	9	317	-	10	-	-	9	317
	70 " 80 "	6	4	-	2	155	1	81	-	6	4	-	2	155
	80人超	3	-	-	3	93	2	64	-	3	-	-	3	93
	小計	1,223	1,199	78	1,061	35,948	643	22,899	-	1,154	73	59	997	35,149
	計	1,953	1,929	159	1,709	55,920	876	32,183	-	1,874	155	60	1,634	52,407
	特種用途車	営業用	2,726	2,716	1	23	86,954	744	24,902	-	2,741	1	25	2,705
自家用		8,373	8,126	1,630	1,259	111,725	2,516	62,106	-	8,460	1,620	1,250	5,348	112,195
計		11,099	10,842	1,631	7,929	198,679	3,260	87,008	-	11,201	1,621	1,275	8,053	198,891
合計		321,927	307,921	3,282	9,140	295,499	10,407,047	70,554	2,584,051	6,460	3,221	8,905	8,176	296,319

8. 鉱 区 税

区 分	総 鉱 区		非 課 税 鉱 区		課税対象鉱区		調 定 額
	件 数	面積又は延	件 数	面積又は延	件 数	面積又は延	
試 掘 区	石油又は天然ガス鉱区	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
採 掘 区	石油又は天然ガス鉱区	-	-	-	-	-	-
	その他	3	577	-	-	3	231
砂 鉱 区	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区	-	-	-	-	-	-
	法第180条第1項第2号に規定する鉱区	-	-	-	-	-	-
合 計	3		-		3		231

- (注) 1. 「総鉱区」及び「非課税鉱区」欄は、令和3年4月1日現在。
2. 「課税対象鉱区」欄は賦課期日以後において発生、消滅したものを含む。

9. 狩 猟 税

区 分		狩 猟 者 登 録 総 件 数	調 定 額
第一種銃 猟免許に 係る登録	所得割額の納付を要する者 (4,100円～16,500円)	392	4,468
	所得割額の納付を要しない者 (2,700円～11,000円)	63	462
	課税免除	44	-
網猟免許 に係る登 録	所得割額の納付を要する者 (2,000円～8,200円)	24	156
	所得割額の納付を要しない者 (1,300円～5,500円)	-	-
	課税免除	2	-
わな猟免 許に係る 登録	所得割額の納付を要する者 (2,000円～8,200円)	686	3,263
	所得割額の納付を要しない者 (1,300円～5,500円)	119	344
	課税免除	64	-
第二種銃猟免許に係る登録 (1,300円～5,500円)		46	150
合 計		1,440	8,843

10. 固 定 資 産 税

件 数	課 税 標 準 額 (A)	税 率 (B)	税 額 (A)×(B)
-	- 千円	$\frac{1.4}{100}$	- 千円

11. 核燃料税（法定外普通税）

価額割	挿入核燃料の体数	取得原価(課税標準)	調 定 額
	76 体	10,691,314 千円	908,762 千円
出力割	課 税 期 間	熱 出 力(課税標準)	調 定 額
	12 月	10,146 千 k w	1,563,264 千円
核燃料物質重量割	体 数	保有重量(課税標準)	調 定 額
	2,017 体	878,378 k g	439,189 千円
計	—	—	2,911,215 千円

12. 産業廃棄物税（法定外目的税）

焼却施設	搬入量（他社排出分）	搬入量（自社排出分）	調 定 額
	30,390 t	4,584 t	27,979 千円
最終処分場	搬入量（他社排出分）	搬入量（自社排出分）	調 定 額
	72,991 t	14,781 t	87,772 千円
計	103,381 t	19,365 t	115,751 千円

13. 自動車取得税（法定外目的税）

令和元年10月1日以降は、自動車取得税は廃止されています。

14. 軽油引取税

(1) 軽油の引取数量

区 分	数 量
引取数量 ①	311,951 キロリットル
課税対象とならない数量 ②	32,082 "
差 引 (①-②) ③	279,869 "
欠 減 量 { 特約業者分 1/100	2,663 "
{ 元売業者分0.3/100	41 "
計 ④	2,704 "
課税標準量 (③-④) ⑤	277,165 "
その他(申告納付等)の分 ⑥	613 "
合 計 (⑤+⑥)	277,778 "

区 分	本店の数	登 録 数	事務所等の数
特別徴収義務者数等 { 元売業者	-	17	3
{ 特約業者	21	104	140
計	21	121	143
仮特約業者	-	-	-

- (注) 1. 「特別徴収義務者数」は令和4年2月末日現在で記載した。
 2. 「本店の数」は本店が本県に所在するものについてのみ記載した。
 3. 「事務所等の数」は県内に所在するものすべて記載した。

(2) 課税対象とならない軽油

(単位：キロリットル)

区 分	免税軽油使用者数等	数 量	
法第144条の5 { 輸 出	1	281	
{ 課税済	33	10,215	
小 計 (A)	34	10,496	
法第144条の6 { 石油製品製造業	-	-	
法附則第12条の7第1項 {	船舶	1,608	8,977
	自衛隊(機械等)	2	414
	鉄道用車両又は軌道用車両	-	186
	農業等	16,564	6,568
	林業等	19	450
	セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)	13	215
	生コンクリート製造業	-	-
	鉱物の採掘事業	19	3,125
	とび・土工工事業	2	171
	鉱さいバラス製造業	X	33
	港湾運送業	4	369
	倉庫業	5	134
	貨物利用運送事業	-	-
	鉄道貨物積卸業	X	5
航空運送サービス業	X	11	
廃棄物処理事業	7	104	
木材加工業	11	431	
木材市場業	8	179	
パークたい肥製造業	2	101	
索道事業	X	-	
小 計 (B)	18,269	21,473	
アメリカ合衆国軍隊関係 (C)	1	113	
外国公館等の暖房用ボイラー関係 (D)	-	-	
合 計 (A)+(B)+(C)+(D)	18,304	32,082	

- (注) 「免税軽油使用者数」は令和4年2月末日現在で記載した。

15. 佐賀県工業等振興条例等による地方税の減免額

区分	低工法等に基づく基準財政収入額の控除の対象となる減免額											
	低工法		過疎法		農工法		半島振興法		原発地域振興法		計	
	件数	税額 千円	件数	税額 千円	件数	税額 千円	件数	税額 千円	件数	税額 千円	件数	税額 千円
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	4	4,184	-	-	6	2,804	2	96	12	7,084
不動産取得税	-	-	2	4,344	-	-	3	107,623	1	10,156	6	122,123
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税 (特例分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	6	8,528	-	-	9	110,427	3	10,252	18	129,207

(注) 令和3年度において減免の決議をしたものについて記載した。

第4 徴収状況に関する調

(表-1) 納期内収入累年比較(個人県民税、地方消費税を除く)

(単位：千円、%)

区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比								
調 定 額	48,209,904	100.0	50,932,159	100.0	51,735,182	100.0	48,306,599	100.0	51,149,849	100.0
納 期 内 収 入 以 外										
内 訳										
納 期 内 収 入	40,110,635	83.2	42,977,099	84.4	43,953,458	85.0	40,800,376	84.4	44,121,085	86.3
徴 収 猶 予 等	5,175,467	10.7	5,105,804	10.0	4,763,765	9.2	4,823,269	10.0	4,509,624	8.8
徴 収 猶 予 等 で な い も の	2,923,802	6.1	2,849,256	5.6	3,017,959	5.8	2,682,954	5.6	2,519,140	4.9

(表-2)

(単位：千円、%)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
整 理 未 済 額	394,248	332,836	337,154	477,046	311,819
調 定 額 に 対 す る 割 合	0.82	0.65	0.65	0.99	0.61

1. 徴収状況 (個人県民税・地方消費税を除く)

(令和3年度)

(単位：千円)

区分	調定額		納期内収入額		滞納額①-②		滞納額③のうち整理済額				収入計		欠損処分額		整理未済額						
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	任意徴収		差押徴収		件数	税額	件数	税額	件数	税額					
							うち証紙徴収にかかるとの	うち徴収猶子等に相当するもの	うち証紙徴収にかかるとの	うち徴収猶子等に相当するもの											
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯					
法人県民税	25,842	2,189,524	24,036	2,150,588	1,806	38,936	1,681	36,188	14	155	5	155	14	335	25,736	2,187,266	-	2	32	104	2,226
法人事業税	25,005	20,213,330	24,108	20,079,680	897	133,650	859	128,651	3	248	2	248	3	802	20,209,381	-	-	-	33	33	3,949
個人事業税	12,389	1,038,274	10,605	902,854	1,784	135,420	1,663	123,629	13	922	13	922	19	995	12,300	1,028,400	-	-	89	89	9,874
自不動産取得税	10,781	1,740,726	9,433	1,599,969	1,348	140,757	1,212	118,362	5	334	5	334	8	249	10,658	1,718,914	-	-	123	123	21,812
自動車税	9,252	458,007	9,252	458,007	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,252	458,007	-	-	-	-	-
種別租税	314,522	10,314,404	289,558	8,681,549	44,964	1,632,855	44,191	1,606,142	285	5,707	145	5,707	285	10,278	314,179	10,303,676	-	1	34	342	10,694
軽油引取税	2,072	8,916,673	1,737	4,443,467	335	4,473,206	331	4,283,912	4,467,629	331	306	4,283,912	4,278,334	-	-	8,727,379	-	-	-	4	189,294
その他の税	11,019	5,815,126	10,834	5,804,971	185	10,155	185	10,155	3,881	4	4	10,155	3,881	-	11,019	5,815,126	-	-	-	-	-
計	410,882	50,686,064	359,563	29,990,441,210,085	51,319	6,564,979	409	6,307,039	4,282,938	170	7,366	329	4,282,938	170	12,659	410,184	50,448,149	-	3	66	237,849
滞納繰越分	1,560	463,785	-	-	1,560	463,785	185	185,744	18,744	66	66	485	22	371,455	2,185	4,565	123	114	114	9,502	73,970
合計	412,442	51,149,849	359,563	29,990,441,210,085	52,879	7,028,764	475	6,678,494	4,298,624	311	11,931	452	6,678,494	311	16,952	410,933	50,828,462	-	117	1,392	311,819

(注)「調定額」、「納期内収入額」欄の件数については、個人事業税は1期毎に、申告納付又は申告納入に係る税は申告書の提出、更正又は決定があったものについてそれぞれ1件として計上。

2. 徴収状況累年比較 (個人県民税・地方消費税を除く)

(単位：千円)

区分	調定額		納期内収入額		滞納額①-②		滞納額③のうち整理済額				収入計		欠損処分額		整理未済額									
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	任意徴収		差押徴収		件数	税額	件数	税額	件数	税額								
							うち証紙徴収にかかるとの	うち徴収猶子等に相当するもの	うち証紙徴収にかかるとの	うち徴収猶子等に相当するもの														
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯								
22年度	432,380	43,300,171	328,064	54,325	33,120,842	104,316	577	10,179,329	5,904,262	90,672	501	9,318,627	5,747,933	711	101,623	1,748	62,587	421,195	42,603,679	-	1,408	49,892	9,777	646,600
23年度	429,544	41,343,236	329,689	51,225	31,522,374	1,193,807	555	9,820,862	5,707,563	88,329	488	9,097,394	5,537,363	547	91,786	1,392	48,703	419,957	40,760,257	-	1,196	54,816	8,391	528,163
24年度	421,845	41,179,411	328,475	46,783	31,634,907	93,370	530	9,544,504	5,964,012	83,240	465	8,964,503	5,790,321	705	36,079	1,397	53,491	413,817	40,688,980	-	812	33,607	7,216	456,824
25年度	417,199	43,652,635	328,095	42,965	34,118,086	89,104	551	9,534,549	5,985,576	80,421	450	8,932,975	5,719,580	575	23,898	1,134	37,203	410,225	43,112,162	-	981	30,901	5,993	509,572
26年度	408,629	46,182,347	325,985	36,923	37,214,293	82,644	501	8,968,954	5,672,109	76,013	427	8,425,458	5,399,670	452	16,604	822	26,799	403,272	45,683,154	-	581	22,138	4,776	477,055
27年度	416,216	45,942,443	338,450	45,535	36,121,680	77,766	490	9,820,763	5,453,591	72,255	415	9,429,114	5,300,107	503	20,349	929	35,316	412,137	45,606,459	-	436	14,537	3,643	321,447
28年度	421,431	47,126,226	347,341	47,814	38,737,942	74,090	489	8,388,284	5,278,471	69,427	406	8,033,465	5,142,501	484	35,964	997	35,042	418,249	46,842,413	-	401	14,798	2,781	269,015
29年度	429,449	48,209,904	359,634	53,349	40,110,635	69,815	474	8,099,269	5,175,467	65,552	365	7,624,603	4,896,818	637	26,017	1,280	45,891	427,103	47,807,146	-	264	8,510	2,082	394,248
30年度	433,687	50,932,159	367,646	56,177	42,977,099	66,041	466	7,955,060	5,105,804	62,598	385	7,551,271	4,891,345	503	19,347	934	33,063	431,681	50,580,780	-	283	18,543	1,723	332,836
R01年度	425,308	51,735,182	360,378	47,013	43,953,458	64,930	466	7,781,724	4,763,765	61,793	356	7,385,201	4,621,060	318	12,324	789	29,879	423,278	51,380,862	-	231	17,166	1,799	337,154
R02年度	410,393	48,306,599	357,506	32,533	40,800,376	788,559	476	7,506,223	4,823,269	50,160	368	6,984,036	4,586,382	445	18,143	554	21,400	408,665	47,823,955	-	162	5,598	1,566	477,046

3. 延滞金等に関する調

(1) 延滞金等

区 分	延 滞 金	還 付 加 算 金 (充当したものを含む)
件 数	6,590	728
金 額 (千円)	37,550	4,170

(2) 加算金

区 分	過少申告加算金		不申告加算金		重 加 算 金		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
		千円		千円		千円		千円
法 人 事 業 税	24	332	40	336	123	6,573	187	7,241
ゴルフ場利用税	-	-	2	8	-	-	2	8
軽油引取税	2	40	-	-	-	-	2	40
そ の 他	1	5	3	15	-	-	4	20
計	27	377	45	359	123	6,573	195	7,309

第5 口座振替等に関する調

1. 口座振替を通じて行われた納税

区 分	口座振替 により納 税が行わ れた件数	①の税額	当 該 年 度 の	②
		①	税 収 入 額	③
		千円	千円	%
法 人 県 民 税	-	-	2,215,054	0.0
個 人 事 業 税	2,063	244,315	1,036,153	23.6
法 人 事 業 税	-	-	20,331,362	0.0
ゴ ル フ 場 利 用 税	12	1,931	304,958	0.6
自 動 車 税 (種 別 割)	27,094	872,111	10,315,186	8.5
軽 油 引 取 税	75	45,072	8,932,966	0.5
そ の 他 の 県 税	-	-	7,692,783	0.0
計	29,244	1,163,429	50,828,462	2.3

(注) その他の県税は、個人県民税(均等割・所得割)及び地方消費税を除く。

第6 補助金・交付金に関する調

1. 納税貯蓄組合補助金

平成13年度から廃止

2. その他の補助金・交付金

(単位：千円) 単位：千円)

名 称					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人県民税の徴収取扱費交付金	1,230,848	1,255,495	1,261,816	1,267,799	1,275,099
ゴルフ場利用税のゴルフ場所在の市町村に対する交付金	202,044	194,298	196,101	194,101	214,295
自動車取得税市町村交付金	727,815	727,276	404,092	-	-
自動車税環境性能割市町交付金	-	-	96,532	200,725	203,149
利子割市町村交付金	188,931	171,328	83,894	89,275	75,901
地方消費税市町村交付金	14,886,585	15,375,628	14,568,231	17,761,833	19,299,549
配当割市町交付金	292,766	207,521	265,067	229,937	392,641
株式等譲渡所得割市町交付金	296,991	193,875	140,047	261,683	400,938
個人県民税特別還付金市町交付金	-	-	-	-	-
核燃料税市町交付金	225,000	450,000	450,000	450,000	450,000
法人事業税交付金	-	-	-	802,407	1,563,609

※令和3年度より法人事業税交付金が創設

第7 徴税費・税務機構等に関する調

1. 徴 税 費

(単位：千円)

区 分		令和2年度	令和3年度	
税 収 入	予 算 額 (イ)	87,624,000	94,296,000	
	調 定 額 (ロ)	89,984,135	95,148,112	
	収 入 額 (ハ)	88,916,827	94,293,065	
徴 税 費	職 員 給	423,306	430,809	
	諸 手 当	超 過 勤 務 手 当	7,915	8,648
		税 務 特 別 手 当	11,648	11,616
		そ の 他 の 手 当	210,755	212,174
		小 計	230,318	232,438
	そ の 他 の 人 件 費	70,173	72,124	
	計 (A)	723,797	735,371	
	旅 費 (B)	2,666	2,091	
	需 用 費	需 用 費	39,894	37,201
		通 信 運 搬 費	33,294	32,377
		備 品 費	311	0
そ の 他		667,015	427,414	
計 (C)		740,514	496,992	
徴 収 取 扱 費 等	個 人 県 民 税 費 徴 収 取 扱 費	納 税 義 務 者 数 分	1,224,315	1,225,503
		振 込 金 額 分	59	35
		そ の 他	43,424	49,561
		小 計	1,267,798	1,275,099
	地 方 消 費 税	50,320	49,580	
	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0	
	特 別 徴 収 義 務 者 に 対 する 交 付 金 等	ゴ ル フ 場 利 用 税	0	0
		軽 油 引 取 税	228,786	223,222
		小 計	228,786	223,222
	そ の 他	2,471	2,434	
計 (D)	1,549,375	1,550,335		
合 計 (A)+(B)+(C)+(D) (ニ)	3,016,352	2,784,789		
税 収 入 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	対 予 算 額 (ニ)/(イ)	3.44%	2.95%	
	対 調 定 額 (ニ)/(ロ)	3.35%	2.93%	
	対 収 入 額 (ニ)/(ハ)	3.39%	2.95%	
徴 税 吏 員 等 数	吏 員	119 人	115	
	嘱 託	32 人	0	
	計 (ホ)	151 人	115 人	
	会 計 年 度 任 用 職 員 等 ※R2以前は臨時職員	2 人	36	
徴 税 吏 員 1 人 当 たり 徴 税 額	(ハ)/(ホ)	588,853	819,940	
徴 税 吏 員 1 人 当 たり 徴 税 費	人 件 費 (含 む 旅 費) (A)+(B)/(ホ)	4,811	6,413	
	物 件 費 (含 徴 収 取 扱 費 等) (C)+(D)/(ホ)	15,165	17,803	
	計 (ニ)/(ホ)	19,976	24,216	
事 務 所 数	税 務 事 務 の み を 所 管 す る 事 務 所 数	3 所	3 所	
	〃 を 併 せ て 〃	0 所	0 所	
	計	3 所	3 所	

2. 税務機構等（令和3年4月1日現在）

税政課

担 当 名	分 掌 事 務
税務政策担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 税制に関する調査・研究・立案に関する事 2 ふるさと納税に関する事 3 諸法規改廃に関する事 4 税務訴訟に関する事 5 税務職員研修に関する事 6 県税のしおりに関する事 7 徴税吏員証に関する事 8 税理士法に関する事
管理・徴収担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 徴収対策に関する事 2 歳入歳出予算・決算に関する事 3 収入見込額調に関する事 4 納税事務の指導に関する事 5 納税・収納事務に係る研修に関する事 6 口座振替の推進に関する事 7 県税未収対策会議に関する事 8 企業情報に関する事 9 自動車税に関する事 10 個人県民税に関する事 11 財産管理に関する事 12 給与・福利厚生に関する事 13 職員研修に関する事
課税担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 法人県民税に関する事 2 法人事業税に関する事 3 個人事業税に関する事 4 不動産取得税に関する事 5 県たばこ税に関する事 6 ゴルフ場利用税に関する事 7 鉦区税に関する事 8 固定資産税に関する事 9 狩猟税に関する事 10 核燃料税に関する事 11 産業廃棄物税に関する事 12 地方消費税の清算に関する事 13 地方譲与税に関する事 14 徴収取扱費に関する事 15 課税免除の総務省検収に関する事 16 税務広報、租税教育に関する事 17 各種統計事務に関する事
電算担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 電算維持管理に関する事 2 システム再構築に関する事 3 滞納整理支援システムに関する事 4 地方税共同機構に関する事
市町税政担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町税政に関する事 2 地方交付税交付金（基準財政収入額）に関する事 3 地方特例交付金等に関する事

佐賀県税事務所

課名	担当名	分掌事務
総務課		<ul style="list-style-type: none"> ・ 服務、文書、庶務、会計、広報、総合調整、総合庁舎の管理 ・ 庁舎内各事務所との連絡調整
課税課	直税担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人三税、個人事業税、鉦区税、核燃料税の賦課及び減免
	不動産取得税担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産取得税の賦課及び減免
	間税担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽油引取税、ゴルフ場利用税、産業廃棄物税、たばこ税、狩猟税の賦課及び減免
	調査担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人二税、自動車税、軽油引取税等の調査
自動車税課		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車登録時の自動車税(環境性能割・種別割)の賦課、証紙徴収及び減免
納税課	納税管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人県民税、自動車税の賦課徴収及び減免、県民税利子割等の賦課徴収、徴収の争訟、徴収の嘱託及び受託、報償金の交付、市町交付金事務
	収納管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収金の収納及び決算、過誤納金の還付及び充当、納税証明書の交付、口座振替
	滞納整理第一担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税徴収金の徴収及び滞納整理 (佐賀市、神埼市、福岡県(久留米市を除く)、県外(北海道、関東、東北、中部、近畿地区))
	滞納整理第二担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ // (佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市の一部、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、福岡県久留米市、県内管外、県外(中国・四国・九州地区))
	個人住民税徴収対策担当	<p>個人住民税及び市町村税の滞納整理、滞納整理事務に関する市町への支援等を以下の2方式で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県税派遣方式(小城市、基山町の派遣職員を佐賀県税事務所納税課で受け入れ、県職員と共同で滞納整理) ・ 支援受入方式(県職員が多久市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町を訪問し、滞納整理の支援、助言等を実施)

唐津県税事務所

課名	担当名	分掌事務
総務課		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公印管守、服務規律、文書事務、総合調整 ・ 県税広報、県税領収書の保管交付、徴税吏員証の管理 ・ 総務事務、予算・決算事務 ・ 総合庁舎の管理、職員駐車場の使用承認及び使用料の徴収 ・ 職員宿舎の管理・入居及び退去承認及び入居料の徴収
課税課	課税担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（法人の県民税、事業税、不動産取得税、鉱区税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税並びにこれらに係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金）の賦課及び減免 ・ 課税標準に係る調査 ・ 賦課に係る争訟 ・ 免税軽油使用者証及び免税証の交付
納税課	収納管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収金の収納、督促状の発付、納税の猶予、過誤納金の還付充当 ・ 納税証明書の交付 ・ 軽油引取税報償金、産業廃棄物税報償金の交付 ・ 利子割に係る事務 ・ 徴収金の決算事務 ・ 県税に係る統計 ・ 徴収の囑託及び受託 ・ 個人県民税に係る事務 ・ 自動車税の賦課及び減免（身障減免を除く）
	滞納整理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収金の徴収及び滞納処分 ・ 徴収金の欠損処分 ・ 徴収に係る争訟 ・ 自動車抹消登録の指導 ・ 自動車税の身障減免

武雄県税事務所

課名	担当名	分掌事務
総務課		<ul style="list-style-type: none"> ・公印の管理、服務規律、文書收受、給与事務、総合調整 ・県税広報の企画調整、徴税・検税吏員証の管理、税理士法事務、差押物件の保管、県税領収書の保管交付 ・その他他課の所掌に属さない事項 ・総合庁舎の維持管理、庁舎内各事務所との連絡調整 ・職員宿舎の維持管理、入退去承認、入居料の徴収
課税課	課税第一担当	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税の賦課 ・不動産取得税以外の調定 ・免税軽油使用者証及び免税証の交付、免税軽油に関する調査 ・審査請求に関する事務、法人三税の申告指導等、地縁団体等の実態調査
	課税第二担当	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税（承継）の賦課・調定 ・不動産取得税（建築）の賦課 ・要調査分に関する事務 ・生前一括贈与に関する事務 ・近代化資金・農地保有公社に関する事務 ・審査請求に関する事務
納税課	収納管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収金の収納、過誤納金の還付充当及び決算事務 ・納税証明発行及び督促状・延滞金催告書の発付 ・納税の猶予 ・軽油引取税及び産業廃棄物税に係る報償金の交付
	滞納整理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収金（個人県民税を除く）の徴収、滞納処分 ・自動車税の賦課及び減免 ・宛名管理事務、徴収管理事務 ・県税決算、収入見込、欠損処分 ・財産調査、差押財産公売、インターネット公売 ・各種統計処理
	個人住民税 対策担当	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収金の徴収、滞納整理に関する事務 ・市町指導

第8 税制等に関する調

1. 税率等に関する調（令和3年度）

税 目	税 率 等																																																			
個人県民税	<p>1. 均等割 税率 2,000円（森林環境税500円含む）</p> <p>2. 所得割 税率 4% （前年の所得金額－①所得控除）×4%－②税額控除額</p> <p>① 所得控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 雑損控除（a又はbのうちいずれか多い額） <ul style="list-style-type: none"> a （前年中の損失額－保険金等による補てん額）－前年中の総所得金額の合計額×1/10 b 災害関連支出の金額－5万円 ○ 医療費控除（200万円が限度） （前年中の医療費支出額－保険金等による補てん額）－{前年中の総所得金額の合計額×5/100（10万円超の場合は10万円）} ○ 社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除 前年中に支払った額 ○ 生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除（7万円が限度） <ul style="list-style-type: none"> (ア) 平成24年1月1日以後加入 前年中に支払った保険料 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>12,000円以下</td><td>……………</td><td>全額</td></tr> <tr><td>12,000円超～32,000円以下</td><td>……………</td><td>支払保険料×1/2+6,000円</td></tr> <tr><td>32,000円超～56,000円以下</td><td>……………</td><td>〃×1/4+14,000円</td></tr> <tr><td>56,000円超</td><td>……………</td><td>28,000円</td></tr> </table> (イ) 平成23年12月31日以前加入 前年中に支払った保険料 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>15,000円以下</td><td>……………</td><td>全額</td></tr> <tr><td>15,000円超～40,000円以下</td><td>……………</td><td>支払保険料×1/2+7,500円</td></tr> <tr><td>40,000円超～70,000円以下</td><td>……………</td><td>〃×1/4+17,500円</td></tr> <tr><td>70,000円超</td><td>……………</td><td>35,000円</td></tr> </table> (ウ) (ア)と(イ)の双方を支払った場合 (ア)+(イ)（上限28,000円）と(イ)のいずれか大きい額をそれぞれ(ア)と(イ)により計算した金額の合計額（7万円が限度） ○ 地震保険料控除 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地震保険料のみの場合 前年中に支払った保険料 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>50,000円以下</td><td>……………</td><td>支払保険料×1/2</td></tr> <tr><td>50,000円超</td><td>……………</td><td>25,000円</td></tr> </table> (イ) 旧長期損害保険契約のみの場合 前年中に支払った保険料 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>5,000円以下</td><td>……………</td><td>全額</td></tr> <tr><td>5,000円超～15,000円以下</td><td>……………</td><td>支払保険料×1/2+2,500円</td></tr> <tr><td>15,000円超</td><td>……………</td><td>10,000円</td></tr> </table> (ウ) (ア)と(イ)の双方を支払った場合 それぞれ(ア)と(イ)により計算した金額の合計額（2万5千円が限度） ○ 障害者控除 26万円（特別障害者30万円） ○ 寡婦控除 26万円 ○ ひとり親控除 30万円 ○ 勤労学生控除 26万円 ○ 配偶者控除 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>一般の配偶者</td><td>33万円</td></tr> <tr><td>老人（70才以上）の配偶者</td><td>38万円</td></tr> </table> ○ 配偶者特別控除 0～33万円 ○ 扶養控除 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>一般の扶養親族</td><td>33万円</td></tr> <tr><td>老人（70才以上）の扶養親族</td><td>38万円</td></tr> <tr><td>特定扶養親族（19才～23才未満）</td><td>45万円</td></tr> <tr><td>同居老親（70才以上）等の扶養親族</td><td>45万円</td></tr> </table> 	12,000円以下	……………	全額	12,000円超～32,000円以下	……………	支払保険料×1/2+6,000円	32,000円超～56,000円以下	……………	〃×1/4+14,000円	56,000円超	……………	28,000円	15,000円以下	……………	全額	15,000円超～40,000円以下	……………	支払保険料×1/2+7,500円	40,000円超～70,000円以下	……………	〃×1/4+17,500円	70,000円超	……………	35,000円	50,000円以下	……………	支払保険料×1/2	50,000円超	……………	25,000円	5,000円以下	……………	全額	5,000円超～15,000円以下	……………	支払保険料×1/2+2,500円	15,000円超	……………	10,000円	一般の配偶者	33万円	老人（70才以上）の配偶者	38万円	一般の扶養親族	33万円	老人（70才以上）の扶養親族	38万円	特定扶養親族（19才～23才未満）	45万円	同居老親（70才以上）等の扶養親族	45万円
12,000円以下	……………	全額																																																		
12,000円超～32,000円以下	……………	支払保険料×1/2+6,000円																																																		
32,000円超～56,000円以下	……………	〃×1/4+14,000円																																																		
56,000円超	……………	28,000円																																																		
15,000円以下	……………	全額																																																		
15,000円超～40,000円以下	……………	支払保険料×1/2+7,500円																																																		
40,000円超～70,000円以下	……………	〃×1/4+17,500円																																																		
70,000円超	……………	35,000円																																																		
50,000円以下	……………	支払保険料×1/2																																																		
50,000円超	……………	25,000円																																																		
5,000円以下	……………	全額																																																		
5,000円超～15,000円以下	……………	支払保険料×1/2+2,500円																																																		
15,000円超	……………	10,000円																																																		
一般の配偶者	33万円																																																			
老人（70才以上）の配偶者	38万円																																																			
一般の扶養親族	33万円																																																			
老人（70才以上）の扶養親族	38万円																																																			
特定扶養親族（19才～23才未満）	45万円																																																			
同居老親（70才以上）等の扶養親族	45万円																																																			

税 目	税 率 等																							
個人県民税	<p>○ 基礎控除 合計所得金額が 2,400万円以下 ……………43万円 2,400万円超2,450万円以下 ……………29万円 2,450万円超2,500万円以下 ……………15万円 2,500万円超 ……………適用なし</p> <p>②税額控除 ○寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除等 ～ 寄附金控除 ～ (1) 基本控除 以下に掲げる寄附金について次の金額を税額控除 控除額 = (寄附金額-2千円) × 4% ただし、控除される寄附金額は総所得金額の30%を上限 ※対象となる寄附金 (ア) 都道府県又は市区町村に対する寄附金 (イ) 佐賀県共同募金会又は日本赤十字社佐賀県支部に対する寄附金 (ウ) 所得税の寄附金控除の対象となる寄付金のうち佐賀県県税条例で指定したもの (2) 特例控除 (1) の (ア) の寄附金については、(1) の基本控除に加え、次の金額を税額控除 控除額 = (寄附金額-2千円) × (90%-所得税の限界税率×1.021) ただし、個人県民税所得割額の20%を上限</p>																							
配当割	<p>1. 課税標準 支払いを受けるべき配当等の額</p> <p>2. 税率 100分の5</p>																							
株式等譲渡所得割	<p>1. 課税標準 支払いを受けるべき上場株式等の譲渡益の額</p> <p>2. 税率 100分の5</p>																							
法人県民税	<p>1. 均等割</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法人等の区分</th> <th style="text-align: center;">税率(年額) H20.4.1以後(森林環境税含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 資本金等の額が50億円を超える法人 (保険業法に規定する相互会社以外の法人で、資本金等の額又は出資金額を有しないもの及び公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。)</td> <td style="text-align: center;">840,000円</td> </tr> <tr> <td>② 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人</td> <td style="text-align: center;">567,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人</td> <td style="text-align: center;">136,500円</td> </tr> <tr> <td>④ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人</td> <td style="text-align: center;">52,500円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 上記に掲げる法人以外の法人等</td> <td style="text-align: center;">21,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 均等割に係る資本金等の額については、『資本金等の額(無償増減資等を加減算した額)』と『資本金に資本準備金を加算した額』を比較し、いずれか多い額を資本金等の額とします。</p> <p>2. 法人税割</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">法人等の区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">税率(事業開始年度別の年額)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">H26.10.1～ R1.9.30</th> <th style="text-align: center;">R1.10.1以後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 資本金の額又は出資金額が1億円以下(法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。)で、かつ、課税標準(分割法人の場合は関係都道府県に分割される前の課税標準)となる法人税額が年1,000万円以下の法人</td> <td style="text-align: center;">3.2%</td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> </tr> <tr> <td>② 上記以外の法人及び保険業法に規定する相互会社</td> <td style="text-align: center;">4.0%</td> <td style="text-align: center;">1.8%</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分	税率(年額) H20.4.1以後(森林環境税含む)	① 資本金等の額が50億円を超える法人 (保険業法に規定する相互会社以外の法人で、資本金等の額又は出資金額を有しないもの及び公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。)	840,000円	② 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	567,000円	③ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	136,500円	④ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	52,500円	⑤ 上記に掲げる法人以外の法人等	21,000円	法人等の区分	税率(事業開始年度別の年額)		H26.10.1～ R1.9.30	R1.10.1以後	① 資本金の額又は出資金額が1億円以下(法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。)で、かつ、課税標準(分割法人の場合は関係都道府県に分割される前の課税標準)となる法人税額が年1,000万円以下の法人	3.2%	1.0%	② 上記以外の法人及び保険業法に規定する相互会社	4.0%	1.8%
法人等の区分	税率(年額) H20.4.1以後(森林環境税含む)																							
① 資本金等の額が50億円を超える法人 (保険業法に規定する相互会社以外の法人で、資本金等の額又は出資金額を有しないもの及び公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。)	840,000円																							
② 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	567,000円																							
③ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	136,500円																							
④ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	52,500円																							
⑤ 上記に掲げる法人以外の法人等	21,000円																							
法人等の区分	税率(事業開始年度別の年額)																							
	H26.10.1～ R1.9.30	R1.10.1以後																						
① 資本金の額又は出資金額が1億円以下(法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。)で、かつ、課税標準(分割法人の場合は関係都道府県に分割される前の課税標準)となる法人税額が年1,000万円以下の法人	3.2%	1.0%																						
② 上記以外の法人及び保険業法に規定する相互会社	4.0%	1.8%																						

税 目	税 率 等												
佐 賀 県 森林環境税	1. 納税義務者 県民税均等割の納税義務者 2. 税率 ① 個人 年額500円 (個人県民税均等割に加算) ② 法人 (法人県民税均等割に加算) <table border="1" data-bbox="339 365 1339 584"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>加算額 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下の法人</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下の法人</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	加算額 (年額)	50億円を超える法人	40,000円	10億円を超え50億円以下の法人	27,000円	1億円を超え10億円以下の法人	6,500円	1千万円を超え1億円以下の法人	2,500円	上記以外の法人	1,000円
資本金等の額	加算額 (年額)												
50億円を超える法人	40,000円												
10億円を超え50億円以下の法人	27,000円												
1億円を超え10億円以下の法人	6,500円												
1千万円を超え1億円以下の法人	2,500円												
上記以外の法人	1,000円												
県民税利子割	1. 課税標準 支払いを受けるべき利子等の額 2. 税率 100分の5												
個人事業税	1. 課税標準 ① 前年中における個人の事業の所得による。 ② ①の課税標準の算定について次の控除がある。 ア 事業専従者控除 ・青色事業専従者 支払った給与の額 ・白色事業専従者 次のa又はbのうちいずれか少ない金額 a 専従者1人について50万円(配偶者については86万円) b 専従者控除前の所得金額 専従者の数+1 イ 損失の繰越控除(青色申告に限る。) ウ 被災事業用資産の損失の繰越控除 エ 事業用資産の譲渡損失の控除 オ 事業用資産の譲渡損失の繰越控除(青色申告に限る。) カ 事業主控除 年290万円 2. 税率 ① 第一種事業 100分の5 ② 第二種事業 100分の4 ③ 第三種事業(④に掲げるものを除く) 100分の5 ④ 第三種事業のうち、あん摩・はり・きゅう等の医業に類する事業及び装蹄師業 100分の3												
地方消費税	1. 課税標準 ○ 国内取引(譲渡割)については、消費税の課税標準に対する消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除した後の消費税額 ○ 保税地域からの課税貨物の引取り(貨物割)については、保税地域からの課税貨物の引取りにつき課される消費税額 2. 税率 消費税額の78分の22(消費税率換算で100分の2.2、軽減税率は100分の1.76)												

税 目	税 率 等						
法 人 事 業 税	1. 課税標準						
	① 電気供給業、ガス供給業、生命・損害保険業を行う法人 … 収入金額						
	② 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人（外形標準課税該当法人）						
	所得割 … 原則として法人税法に基づき算定した所得又は清算所得（平成22年10月1日以降に解散した場合、清算所得に対する課税が廃止され、通常の所得に対する課税となる。）						
	付加価値割 … 付加価値額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料±単年度損益） 収益配分額						
	資本割 … 資本金等の額						
	③ 上記以外の法人 … 原則として法人税法に基づき算定した所得又は清算所得（所得割）						
	2. 税率						
	区 分	法人の種類	所得等の区分	事業年度の開始時期			
				H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.4.1 ～ R1.9.30	R1.10.1 ～ R2.3.31	R2.4.1 ～
	付加価値額・ 資本金等の 額・所得を課 税の基礎と するもの	外形標準課 税対象法人 （普通法人の うち資本金の 額又は出資金 の額が1億円 を超える法人）	所得割	年 400 万円以下の 所得	1.6%	0.3%	0.4%
			所得割	年 400 万円を超え 800 万円以下の所得	2.3%	0.5%	0.7%
			所得割	年 800 万円を超え る所得又は軽減税 率不適用法人又は 清算所得	3.1%	0.7%	1.0%
			付加価値割		0.72%	1.2%	
		資本割		0.3%	0.5		
所得を課税 の基礎とす るもの	普通法人 （上記以外）	所得割	年 400 万円以下の 所得	3.4%		3.5%	
		所得割	年 400 万円を超え 800 万円以下の所得	5.1%		5.3%	
		所得割	年 800 万円を超え る所得又は軽減税 率不適用法人又は 清算所得	6.7%		7.0%	
	特別法人（農 業協同組合、信 用金庫、医療法 人など）	所得割	年 400 万円以下の 所得	3.4%		3.5%	
		所得割	年 400 万円を超え る所得又は軽減税 率不適用法人又は 清算所得	4.6%		4.9%	
収入金額を 課税の基礎 とするもの	電気供給業（発 電・小売事業に 係るもの）のう ち資本金の額 又は出資金の 額が1億円を 超える法人	収入割		0.9%		1.0%	
		付加価値割				0.75%	
		資本割				0.37%	
	電気供給業（発 電・小売事業に 係るもの）のう ち資本金の額 又は出資金の 額が1億円以 下の法人	収入割		0.9%		1.0%	
		所得割				0.15%	
	上記以外の電 気供給業、ガス 供給業、保険業 及び貿易保険 業を行う法人	収入割		0.9%		1.85%	
		収入割		0.9%		1.0%	
注1) 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等設けて事業を行っている法人で、資本金の額や出資金の額が1,000万円以上の法人。							
注2) 貿易保険業を行う法人の収入金額に対する課税は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。							

税 目	税 率 等																																	
地方法人特別税	1. 納税義務者 法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者 2. 税率 <table border="1" data-bbox="411 280 1398 613"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">法 人 の 種 類</th> <th rowspan="2">課税標準</th> <th colspan="3">事業年度の開始時期</th> </tr> <tr> <th>H26.10.1 ～ H27.3.31</th> <th>H27.4.1 ～ H28.3.31</th> <th>H28.4.1 ～ R1.9.30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付加価値額、資本金等の額及び所得を課税の基礎とするもの</td> <td>外形標準課税対象法人</td> <td>所得割額</td> <td>67.4%</td> <td>93.5%</td> <td>414.2%</td> </tr> <tr> <td>所得を課税の基礎とするもの</td> <td>普通法人（上記以外） 特別法人</td> <td>所得割額</td> <td colspan="3">43.2%</td> </tr> <tr> <td>収入金額を課税の基礎とするもの</td> <td>電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人</td> <td>収入割額</td> <td colspan="3">43.2%</td> </tr> </tbody> </table> ※ 平成20年10月1日以降開始する事業年度分より課税					区 分	法 人 の 種 類	課税標準	事業年度の開始時期			H26.10.1 ～ H27.3.31	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.4.1 ～ R1.9.30	付加価値額、資本金等の額及び所得を課税の基礎とするもの	外形標準課税対象法人	所得割額	67.4%	93.5%	414.2%	所得を課税の基礎とするもの	普通法人（上記以外） 特別法人	所得割額	43.2%			収入金額を課税の基礎とするもの	電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人	収入割額	43.2%				
区 分	法 人 の 種 類	課税標準	事業年度の開始時期																															
			H26.10.1 ～ H27.3.31	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.4.1 ～ R1.9.30																													
付加価値額、資本金等の額及び所得を課税の基礎とするもの	外形標準課税対象法人	所得割額	67.4%	93.5%	414.2%																													
所得を課税の基礎とするもの	普通法人（上記以外） 特別法人	所得割額	43.2%																															
収入金額を課税の基礎とするもの	電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人	収入割額	43.2%																															
特別法人事業税	1. 納税義務者 法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者 2. 税率 <table border="1" data-bbox="411 808 1385 1216"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">法 人 の 種 類</th> <th rowspan="2">課税標準</th> <th colspan="2">事業年度の開始時期</th> </tr> <tr> <th>R1.10.1 ～ R2.3.31</th> <th>R2.4.1 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付加価値額、資本金等の額及び所得を課税の基礎とするもの</td> <td>外形標準課税対象法人</td> <td>所得割額</td> <td colspan="2">260%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所得を課税の基礎とするもの</td> <td>普通法人（上記以外）</td> <td>所得割額</td> <td colspan="2">37%</td> </tr> <tr> <td>特別法人</td> <td>所得割額</td> <td colspan="2">34.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">収入金額を課税の基礎とするもの</td> <td>電気供給業（発電・小売事業に係るもの）</td> <td rowspan="2">収入割額</td> <td>30%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人</td> <td colspan="2">30%</td> </tr> </tbody> </table> ※ 令和元年10月1日以降開始する事業年度分より課税					区 分	法 人 の 種 類	課税標準	事業年度の開始時期		R1.10.1 ～ R2.3.31	R2.4.1 ～	付加価値額、資本金等の額及び所得を課税の基礎とするもの	外形標準課税対象法人	所得割額	260%		所得を課税の基礎とするもの	普通法人（上記以外）	所得割額	37%		特別法人	所得割額	34.5%		収入金額を課税の基礎とするもの	電気供給業（発電・小売事業に係るもの）	収入割額	30%	40%	上記以外の電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人	30%	
区 分	法 人 の 種 類	課税標準	事業年度の開始時期																															
			R1.10.1 ～ R2.3.31	R2.4.1 ～																														
付加価値額、資本金等の額及び所得を課税の基礎とするもの	外形標準課税対象法人	所得割額	260%																															
所得を課税の基礎とするもの	普通法人（上記以外）	所得割額	37%																															
	特別法人	所得割額	34.5%																															
収入金額を課税の基礎とするもの	電気供給業（発電・小売事業に係るもの）	収入割額	30%	40%																														
	上記以外の電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人		30%																															
不動産取得税	1. 課税標準 不動産を取得した時における不動産の価格 2. 主な課税標準の特例 ① 住宅を新築した場合 その住宅が一定の要件を満たす場合に限り、価格から1,200万円を控除する。 （新築の認定長期優良住宅の取得で一定の要件を満たす場合は1,300万円） ② 既存の中古住宅を取得した場合 当該住宅及び当該取得が一定の要件を満たす場合に限り、価格からその住宅が新築された時に施行されていた新築住宅に係る控除額を価格から控除する。 3. 免税点 ・土地 10万円未満 ・家屋 ① 建築に係るもの 1戸につき23万円未満 ② その他のもの 1戸につき12万円未満 4. 税率 100分の4（ただし、取得時期によって下表のとおり） <table border="1" data-bbox="399 1861 1407 2074"> <thead> <tr> <th>取得時期 \ 取得不動産</th> <th>土 地</th> <th>住 宅</th> <th>住宅以外の家屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18.4.1～R6.3.31</td> <td colspan="2">3%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>H15.4.1～H18.3.31</td> <td colspan="3">3%</td> </tr> <tr> <td>H15.3.31以前</td> <td>4%</td> <td>3%</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>					取得時期 \ 取得不動産	土 地	住 宅	住宅以外の家屋	H18.4.1～R6.3.31	3%		4%	H15.4.1～H18.3.31	3%			H15.3.31以前	4%	3%	4%													
取得時期 \ 取得不動産	土 地	住 宅	住宅以外の家屋																															
H18.4.1～R6.3.31	3%		4%																															
H15.4.1～H18.3.31	3%																																	
H15.3.31以前	4%	3%	4%																															

税 目	税 率 等																																					
不動産取得税	5. 主な減額 課税標準の特例の対象となる新築又は中古の住宅の用に供する土地の取得に対しては、税額から45,000円又は土地1㎡当たりの評価額に当該住宅の床面積の2倍の面積(200㎡を限度)に税率を乗じて得た額のいずれか高い額を減額する。																																					
県たばこ税	1. 課税標準 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が小売販売業者に売渡したたばこの本数 2. 税率 1,000本につき1,070円																																					
ゴルフ場 利用税	1. 納税義務者 ゴルフ場の利用者 2. 税率 1級 1人1日につき 1,200円 2級 " " 1,100円 3級 " " 950円 4級 " " 800円 5級 " " 650円 6級 " " 500円 7級 " " 400円 8級 " " 200円 <注>税率の特例 ○非課税 【年少者等の利用】 ・18歳未満の者 ・70歳以上の者 ・法第23条第1項第9号に規定する障害者(前2号に掲げる者を除く。) 【国民体育大会等の場合】 ・国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が当該大会のゴルフ競技として利用(本県の最終予選会を含む)をする場合 ・学校の授業、公認の課外活動で利用する学生、生徒及び引率する教員が利用する場合 ・国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手が当該大会のゴルフ競技として利用(公式練習を含む)をする場合 ○軽減 ・公益財団法人日本ゴルフ協会及び九州ゴルフ連盟が主催する競技会で料金が2割以上軽減されているときは1/2軽減 ・早朝等の利用で料金が5割以上軽減されているときは1/2軽減																																					
自動車税 種別割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">自 動 車 の 区 分</th> <th colspan="2">税 率 (年 額:円)</th> </tr> <tr> <th>営 業 用</th> <th>自 家 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">1. 乗用車</td> <td>総排気量 1 ^{リットル}以下及び電気自動車</td> <td>7,500</td> <td>29,500 (25,000)</td> </tr> <tr> <td>" 1 ^{リットル}超 1.5 ^{リットル}以下</td> <td>8,500</td> <td>34,500 (30,500)</td> </tr> <tr> <td>" 1.5 ^{リットル}超 2 ^{リットル}以下</td> <td>9,500</td> <td>39,500 (36,000)</td> </tr> <tr> <td>" 2 ^{リットル}超 2.5 ^{リットル}以下</td> <td>13,800</td> <td>45,000 (43,500)</td> </tr> <tr> <td>" 2.5 ^{リットル}超 3 ^{リットル}以下</td> <td>15,700</td> <td>51,000 (50,000)</td> </tr> <tr> <td>" 3 ^{リットル}超 3.5 ^{リットル}以下</td> <td>17,900</td> <td>58,000 (57,000)</td> </tr> <tr> <td>" 3.5 ^{リットル}超 4 ^{リットル}以下</td> <td>20,500</td> <td>66,500 (65,500)</td> </tr> <tr> <td>" 4 ^{リットル}超 4.5 ^{リットル}以下</td> <td>23,600</td> <td>76,500 (75,500)</td> </tr> <tr> <td>" 4.5 ^{リットル}超 6 ^{リットル}以下</td> <td>27,200</td> <td>88,000 (87,000)</td> </tr> <tr> <td>" 6 ^{リットル}超</td> <td>40,700</td> <td>111,000 (110,000)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自家用乗用車に係る()内の税額については、令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けたものに限ります。</p>	自 動 車 の 区 分		税 率 (年 額:円)		営 業 用	自 家 用	1. 乗用車	総排気量 1 ^{リットル} 以下及び電気自動車	7,500	29,500 (25,000)	" 1 ^{リットル} 超 1.5 ^{リットル} 以下	8,500	34,500 (30,500)	" 1.5 ^{リットル} 超 2 ^{リットル} 以下	9,500	39,500 (36,000)	" 2 ^{リットル} 超 2.5 ^{リットル} 以下	13,800	45,000 (43,500)	" 2.5 ^{リットル} 超 3 ^{リットル} 以下	15,700	51,000 (50,000)	" 3 ^{リットル} 超 3.5 ^{リットル} 以下	17,900	58,000 (57,000)	" 3.5 ^{リットル} 超 4 ^{リットル} 以下	20,500	66,500 (65,500)	" 4 ^{リットル} 超 4.5 ^{リットル} 以下	23,600	76,500 (75,500)	" 4.5 ^{リットル} 超 6 ^{リットル} 以下	27,200	88,000 (87,000)	" 6 ^{リットル} 超	40,700	111,000 (110,000)
自 動 車 の 区 分				税 率 (年 額:円)																																		
		営 業 用	自 家 用																																			
1. 乗用車	総排気量 1 ^{リットル} 以下及び電気自動車	7,500	29,500 (25,000)																																			
	" 1 ^{リットル} 超 1.5 ^{リットル} 以下	8,500	34,500 (30,500)																																			
	" 1.5 ^{リットル} 超 2 ^{リットル} 以下	9,500	39,500 (36,000)																																			
	" 2 ^{リットル} 超 2.5 ^{リットル} 以下	13,800	45,000 (43,500)																																			
	" 2.5 ^{リットル} 超 3 ^{リットル} 以下	15,700	51,000 (50,000)																																			
	" 3 ^{リットル} 超 3.5 ^{リットル} 以下	17,900	58,000 (57,000)																																			
	" 3.5 ^{リットル} 超 4 ^{リットル} 以下	20,500	66,500 (65,500)																																			
	" 4 ^{リットル} 超 4.5 ^{リットル} 以下	23,600	76,500 (75,500)																																			
	" 4.5 ^{リットル} 超 6 ^{リットル} 以下	27,200	88,000 (87,000)																																			
" 6 ^{リットル} 超	40,700	111,000 (110,000)																																				

税 目	税 率 等					
	自 動 車 の 区 分		税 率 (年 額:円)			
自 動 車 税 種 別 割			営 業 用	自 家 用		
	(前頁からの続き)					
2. トラック	最大積載量 1 t 以下		6,500	8,000		
	" 1 t 超 2 t 以下		9,000	11,500		
	" 2 t 超 3 t 以下		12,000	16,000		
	" 3 t 超 4 t 以下		15,000	20,500		
	" 4 t 超 5 t 以下		18,500	25,500		
	" 5 t 超 6 t 以下		22,000	30,000		
	" 6 t 超 7 t 以下		25,500	35,000		
	" 7 t 超 8 t 以下		29,500	40,500		
	" 8 t 超 9 t 以下		34,200	46,800		
	" 9 t 超 10 t 以下		38,900	53,100		
	" 10 t 超 (1 t 未満の端数は1 t)		[(t数-10) × 4,700] + 38,900	[(t数-10) × 6,300] + 53,100		
	けん引車	小 型		7,500	10,200	
		普 通		15,100	20,600	
	被けん引車	小 型		3,900	5,300	
		普 通	8 t 以下	7,500	10,200	
8 t 超 9 t 以下			11,300	15,300		
9 t 超 10 t 以下			15,100	20,400		
10 t 超 (1 t 未満の端数は1 t)		[(t数-10) × 3,800] + 15,100	[(t数-10) × 5,100] + 20,400			
乗車定員4人以上で乗用車に準ずるもの(貨客兼用車)	総排気量1ℓ以下及び電気自動車		トラックの税額に加算 3,700	トラックの税額に加算 5,200		
	" 1ℓ超 1.5ℓ以下		" 4,700	" 6,300		
	" 1.5ℓ超		" 6,300	" 8,000		
3. バス			一 般 乗合用	そ の 他	通 学 通 園	そ の 他
	乗車定員 30人以下		12,000	26,500	12,000	33,000
	" 30人超 40人以下		14,500	32,000	14,500	41,000
	" 40人超 50人以下		17,500	38,000	17,500	49,000
	" 50人超 60人以下		20,000	44,000	20,000	57,000
	" 60人超 70人以下		22,500	50,500	22,500	65,500
	" 70人超 80人以下		25,500	57,000	25,500	74,000
	" 80人超		29,000	64,000	29,000	83,000
4. 三輪の小型自動車	けん引車又は被けん引車		3,900		5,300	
	けん引車又は被けん引車以外のもの		4,500		6,000	

税 目	税 率 等			
	自 動 車 の 区 分		税 率 (年 額 : 円)	
自 動 車 税 種 別 割			営 業 用	自 家 用
	(前頁からの続き)			
5. 特 種 用途車	霊きゆう車	普通自動車に属するもの	12,000	
		小型自動車 //	7,400	
放送宣伝車		普通自動車に属するもの	24,800	
		四輪以上の小型自動車 //	13,100	
		三輪の小型自動車 //	8,400	
タンク車 ふん尿車 コンクリートミキサー車 粉粒体運搬車 冷蔵冷凍車 じんかい車 アスファルト運搬車		四輪以上の自動車に属するもの	最大積載量の区分に従い2のトラックに係る税率	
		三輪の小型自動車に属するもの	4の三輪小型トラックに係る税率	
クレーン車		車両総重量2t以下	6,500	8,000
		// 2t超 10t以下	13,800	18,900
		// 10t超 15t以下	15,000	20,500
		// 15t超 20t以下	18,500	25,500
		// 20t超	22,000	30,000
キャンピング車 事務室車		総排気量1ℓ以下及び電気自動車	23,600	
		// 1ℓ超 1.5ℓ以下	27,600	
		// 1.5ℓ超 2ℓ以下	31,600	
		// 2ℓ超 2.5ℓ以下	36,000	
		// 2.5ℓ超 3ℓ以下	40,800	
		// 3ℓ超 3.5ℓ以下	46,400	
		// 3.5ℓ超 4ℓ以下	53,200	
		// 4ℓ超 4.5ℓ以下	61,200	
		// 4.5ℓ超 6ℓ以下	70,400	
キャンピングトレーラー ホートレーラー		普通自動車に属する被けん引車	10,200	
		小型自動車 //	5,300	
その他		普通自動車に属するもの	13,700	18,800
		四輪以上の小型自動車	6,500	8,000
		三輪の小型自動車	4,500	6,000

○自動車税種別割のグリーン化特例

①新車新規登録車のうち、該当するもの（令和2年度に新車新規登録された自動車）について登録の翌年度に税率を軽減（軽課）する。

軽減対象条件		軽減内容
電気自動車（燃料電池自動車含む） 天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制 No x 10%低減又は平成30年規制適合） プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル乗用車（平成21年排出ガス規制適合車又は平成30年規制適合）		約75%軽減
①排出ガス基準	②燃費性能	
平成17年排出ガス規制 75%低減車又は 平成30年排出ガス規制 50%低減車	令和2年度燃費基準+30%達成	約50%軽減
	令和2年度燃費基準+10%達成	

②新車登録から13年（ガソリン車・LPG車）又は11年（ディーゼル車）が経過した自動車のうち一定の条件に該当するものは、税率の概ね15%（トラック・バスは概ね10%）を重課する。

税 目	税 率 等							
自動車税 環境性能割	1. 課税標準 自動車の取得価格							
	2. 免税点 50万円以下							
	3. 税率							
	対象車					税率		
						自家用	営業用	
	電気自動車（燃料電池自動車含む）					非課税	非課税	
	天然ガス自動車 （平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合）							
	プラグインハイブリッド車							
	クリーンディーゼル乗用車 （平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合）※1							
	種別	燃料	車両 総重量	排出ガス基準	燃費基準	自家用	営業用	
	乗用車	ガソリン車・LPG車	—	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	令和12年度燃費基準85%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税	
					令和12年度燃費基準75%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	1% (非課税)※2	非課税	
					令和12年度燃費基準65%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	2% (1%)※2	0.5%	
					令和12年度燃費基準60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	2% (1%)※2	1%	
					乗用車で上記に該当しないもの	3% (2%)※2	2%	
バス・トラック	ガソリン車	2.5t以下	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	令和2年度燃費基準+5%達成（バスに限る）	非課税	非課税		
				令和2年度燃費基準達成（バスに限る）	1%	0.5%		
				平成27年度燃費基準+25%達成 （トラックに限る）	非課税	非課税		
				平成27年度燃費基準+20%達成 （トラックに限る）	1%	0.5%		
				平成27年度燃費基準+15%達成	2%	1%		
				上記に該当しないもの	3%	2%		
				2.5t超 3.5t以下	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税
						平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%
	平成27年度燃費基準+5%達成	2%	1%					
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減	令和2年度燃費基準達成（バスに限る） 平成27年度燃費基準+20%達成 （トラックに限る）	非課税			非課税		
	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成	1% 2%	0.5% 1%					
	ディーゼル車	2.5t超 3.5t以下	平成21年排出ガス規制Nox・PM10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税		
				平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%		
平成27年度燃費基準+5%達成				2%	1%			
令和2年度燃費基準達成（バスに限る） 平成27年度燃費基準+20%達成 （トラックに限る）				非課税	非課税			
平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成				1% 2%	0.5% 1%			
上記に該当しないもの				3%	2%			

税 目	税 率 等						
自動車税 環境性能割	(前頁からの続き)						
	種別	燃料	車両 総重量	排出ガス基準	燃費基準	自家用	営業用
	バス・ トラック	ディーゼル車	3.5t超	平成21年排出ガス 規制Nox・PM10%低減 又は 平成28年排出ガス 規制適合	平成27年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税
					平成27年度燃費基準+5%達成	1%	0.5%
					平成27年度燃費基準達成	2%	1%
				上記に該当しないもの		3%	2%
	※1 令和3年度は経過措置により非課税になります。						
	※2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に自家用乗用車を取得した場合、税率が1%軽減されます。						
	※3 令和12年度基準エネルギー消費効率、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車については、平成22年度基準エネルギー消費効率により算定します。						
	その場合、以下のとおりそれぞれ読替えてください。						
<ul style="list-style-type: none"> ・「令和12年度燃費基準85%達成」を「平成22年度燃費基準+84%達成」へ ・「令和12年度燃費基準75%達成」を「平成22年度燃費基準+62%達成」へ ・「令和12年度燃費基準65%達成」を「平成22年度燃費基準+41%達成」へ ・「令和12年度燃費基準60%達成」を「平成22年度燃費基準+30%達成」へ ・「令和2年度燃費基準105%達成」を「平成22年度燃費基準+57%達成」へ ・「令和2年度燃費基準達成」を「平成22年度燃費基準+50%達成」へ ・「平成27年度燃費基準+25%達成」を「平成22年度燃費基準+57%達成」へ ・「平成27年度燃費基準+20%達成」を「平成22年度燃費基準+50%達成」へ ・「平成27年度燃費基準+15%達成」を「平成22年度燃費基準+44%達成」へ 							
また、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車で、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率により算定します。							
その場合、以下のとおりそれぞれ読替えてください。							
<ul style="list-style-type: none"> ・「令和12年度燃費基準85%達成」を「令和2年度燃費基準123%達成」へ ・「令和12年度燃費基準75%達成」を「令和2年度燃費基準109%達成」へ ・「令和12年度燃費基準65%達成」を「令和2年度燃費基準94%達成」へ ・「令和12年度燃費基準60%達成」を「令和2年度燃費基準87%達成」へ 							
★ NOx：窒素酸化物、PM：粒子状物質							
① バリアフリー対応車両、先進安全自動車（ASV）取得の特例 (令和元年10月1日から令和5年3月31日までに取得した車に適用)							
対象・要件等				軽減内容（新車のみ） (取得価格から控除)			
バリアフリー車両	ノンステップバス			1,000万円控除			
	リフト付きバス（乗車定員30人以上）			650万円控除			
	リフト付きバス（乗車定員30人未満）			200万円控除			
	ユニバーサルデザインタクシー			100万円控除			
衝突被害軽減ブレーキ搭載車両、車両安定性制御装置搭載車両、車線逸脱警報装置搭載車両	一定の条件を満たす新車に対して、取得価格から控除があります。						

税 目	税 率 等
鉱 区 税	1. 課税標準 鉱区の面積 2. 税率 ① 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 ○試掘鉱区 面積100アールごとに 年額 200円 ○採掘鉱区 面積100アールごとに 年額 400円 ② 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 面積100アールごとに 年額 200円 ③ 石油、可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 ①の3分の2
固定資産税	1. 課税標準 大規模償却資産の価格のうち、市町が課することができる固定資産税の課税標準額となるべき金額を超える部分の金額 2. 税率 100分の1.4
核燃料税	1. 課税標準 ① 価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ② 出力割 発電用原子炉の熱出力 ③ 核燃料物質重量割 核燃料として最後に使用した日の翌日から起算して5年を経過したものに係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 2. 税率 ① 価額割 100分の8.5 ② 出力割 46,000円/千kW/課税期間(3ヶ月) ※廃止措置計画の認可日の翌月以降は23,000円/千kW/課税期間(3ヶ月) ③ 核燃料物質重量割 1kg/500円
軽油引取税	1. 課税標準 引取りに係る軽油の数量 2. 税率 1キロリットルにつき 32,100円
狩 猟 税	1. 税率 ① 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で 県民税の所得割を納める人 16,500円 県民税の所得割を納めなくてもよい人 11,000円 ② 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で 県民税の所得割を納める人 8,200円 県民税の所得割を納めなくてもよい人 5,500円 ③ 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 ○軽減 ・放鳥獣猟区でのみ狩猟ができる狩猟者の登録については1/4 ・放鳥獣猟区でのみ狩猟することを条件に登録を受けた人が、後日放鳥銃猟区以外でも狩猟をするために行う登録については3/4 ・過去1年以内に許可捕獲等をした者または許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録については1/2軽減 ・対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者の登録については非課税

税目	税率等
産業廃棄物税	1. 課税基準 県内の最終処分施設や焼却施設に搬入された産業廃棄物 2. 税率 最終処分施設への搬入 1トン当たり 1,000円 焼却施設への搬入 1トン当たり 800円

2. 令和3年度地方税制改正の概要

税目	改正内容
固定資産税等	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずる。 2 住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）を3年延長するとともに、宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2分の1）を3年延長する。
車体課税	<ol style="list-style-type: none"> 1 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間の激変緩和措置を講ずる。 2 環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。 3 グリーン化特例（軽課）は、重点化等を行った上で2年間延長する。
個人住民税	<ol style="list-style-type: none"> 1 所得税における措置（控除期間を13年間とする特例の適用期限の延長等）の対象者についても、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。
納税環境整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、eLTAX及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付するものとする。 2 国税の制度に準じ、納税者等が地方税等の納付を委託する制度を整備